

食料・農業・農村基本法の 検証・見直しの検討状況について (参考資料)

令和 5 年 7 月

農林水産省

目 次

I 食料・農業・農村基本法の見直し検討について	2
II 食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会でこれまで議論されたテーマ	
1. 食料の安定供給の確保	
(1) 国際的な食料安全保障に関する考え方	5
(2) 食料の輸入リスク	8
(3) 備蓄	17
(4) 食料品アクセス	21
(5) 国内市場の将来展望	26
(6) 輸出、知的財産	33
2. 農業の持続的な発展	
(1) 人口減少下における担い手の確保	38
(2) 需要に応じた生産	45
(3) 生産性向上に向けた技術開発	52
3. 持続可能な農業の確立	58
4. 農村の振興	65

I 食料・農業・農村基本法の見直し検討について

これまでの検証・検討の状況

食料安定供給・農林水産業基盤強化本部

令和4年

9月9日 第1回

食料安定供給・農林水産業基盤強化本部

○総理指示（抄）

全ての農政の根幹である食料・農業・農村基本法について、制定後約20年間で初めての法改正を見据え、関係閣僚連携の下、**総合的な検証を行い、見直しを進めてください。**

また、喫緊の課題である食料品の物価高騰に緊急に対応していくため、（中略）農林水産大臣を中心に、来年に結果を出せるよう、緊急パッケージを策定してください。

11月8日 第2回

食料安定供給・農林水産業基盤強化本部

「食料品等の物価高騰対応のための緊急パッケージ」の決定

12月27日 第3回

食料安定供給・農林水産業基盤強化本部

○総理指示（抄）

世界的な食料情勢や気候変動、海外食市場の拡大など我が国の食料・農業を取り巻く課題の変化を踏まえ、野村農林水産大臣を中心に、関係閣僚の協力を得て、**来年度中に食料・農業・農村基本法改正案を国会に提出**することを視野に、**来年6月を目途に食料・農業・農村政策の新たな展開方向を取りまとめてください。**

令和5年

6月2日 第4回

食料安定供給・農林水産業基盤強化本部

○総理指示（抄）

野村農林水産大臣を中心に、関係各位におかれては、**来年の通常国会への改正案提出に向け、食料・農業・農村基本法の改正に向けて作業を加速してください。**あわせて、**施策の具体化を進め、年度内を目途に、工程表を取りまとめてください。**

食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会の開催状況

R4

9月29日 食料・農業・農村政策審議会に諮問、
食料・農業・農村政策審議会 基本法検証部会の設置

10月18日 第1回 有識者ヒアリング（食料の輸入リスク）

寺川 彰
平澤 明彦
丸紅株式会社 代表取締役社長 執行役員
株式会社農林中金総合研究所 執行役員基盤形成部長

11月2日 第2回 有識者ヒアリング
（国内市場の将来展望と輸出の役割）

吉田 直樹
松元 和博
國分 晃
株式会社ビバフィックインターナショナルホールディングス
代表取締役社長COO
株式会社ビバフィックインターナショナルホールディングス
海外事業開発部長 兼 北米事業部長
国分グループ本社株式会社 代表取締役社長執行役員

11月11日 第3回 有識者ヒアリング
（国際的な食料安全保障に関する考え方）

清原 昭子
米山 廣明
福山市立大学都市経営学部 教授
一般社団法人全国フードロガ推進協議会 代表理事

11月25日 第4回 有識者ヒアリング
（人口減少下における担い手の確保）

江川 章
丸田 洋
中央大学経済学部 准教授
株式会社徳島県研 代表取締役

12月9日 第5回 有識者ヒアリング
（需要に応じた生産）

関根 久子
富士 聡子
農研機構日本農業研究センター
岐阜県形勢調査研究会システムグループ 上級研究員
オシックスラバ地株式会社 執行役員 CSR商品本部長

12月23日 第6回 有識者ヒアリング
（食料安定供給のための生産性向上・技術開発）

地主 建志
成勢 卓裕
株式会社稲垣産研研究所 代表取締役社長
株式会社カン 代表取締役

R5

1月13日 第7回 有識者ヒアリング
（持続可能な農業の確立）

三好 智子
信達 等
国際有機農業連盟（IFOAM） 世界理事
不二製油グループ本社株式会社 執行役員
油研事業部長 兼 SQMグループ長

1月27日 第8回 有識者ヒアリング（農村の振興）

山中 大介
渡部 雅俊
ヤマガタデザイン株式会社 代表取締役社長
なごみ、大地教育会連合組織 代表

2月10日 第9回 食料・農業・農村をめぐる情勢の変化（備蓄、食品安全・食品表示、知財財産）

2月24日 第10回 今後の展開方向（基本理念）

3月14日 第11回 今後の施策の方向（食料）

3月27日 第12回 今後の施策の方向（農業）

4月14日 第13回 今後の施策の方向（農村・環境）

4月28日 第14回 今後の施策の方向（基本計画等）

5月19日 第15回 中間取りまとめ（案）

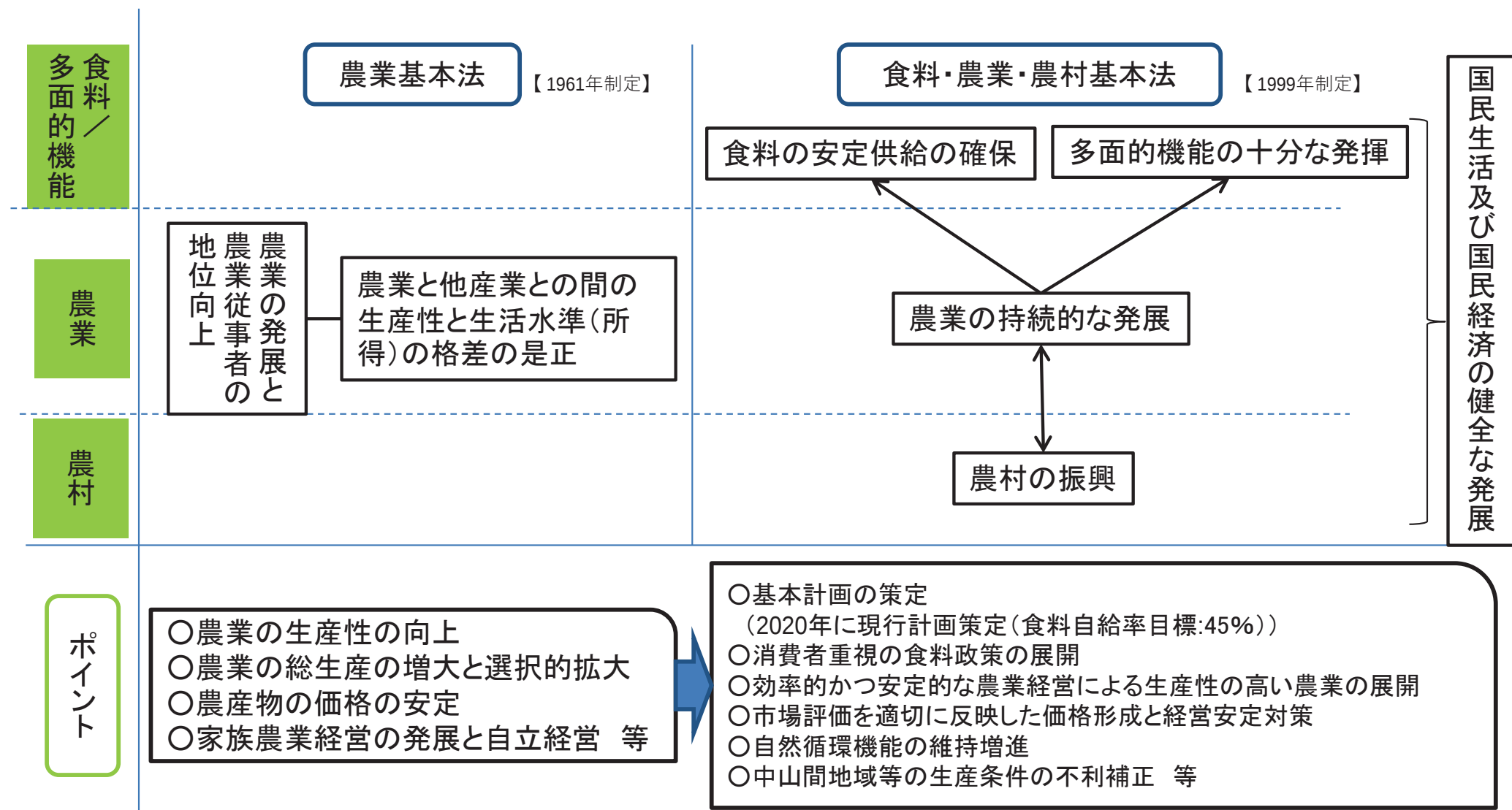
5月29日 第16回 中間取りまとめ

基本法の検証・見直しに向けた今後の進め方

今後、全国10か所程度で地方意見交換会を実施し、意見交換会開催後は、速やかに最終答申を取りまとめ。

食料・農業・農村基本法

- 食料・農業・農村基本法においては、国民的視点に立った政策展開の観点から、①食料の安定供給の確保、②農業の有する多面的機能の発揮、③農業の持続的な発展と④その基盤としての農村の振興、を理念として掲げる。



- Ⅱ 食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会で
これまで議論されたテーマ
 - 1. 食料の安定供給の確保
 - (1) 国際的な食料安全保障に関する考え方

国際的な食料安全保障（Food Security）の概念

- 1996年11月にローマで開催されたFAO食料サミットは、世界規模で食料問題について論議された初めての会議。
- 「すべての人の食料安全保障を達成し、2015年までに現在の栄養不足人口を半減することを目標」として、「世界食料安全保障のためのローマ宣言」が取りまとめ。
- その中の、「世界食料サミット行動計画」の中で、下記の食料安全保障の定義を提起。

【国連食糧農業機関（FAO）の定義】

食料安全保障は、**全ての人**が、**いかなる時にも**、活動的で健康的な生活に必要な食生活上の**ニーズ**と**嗜好**を満たすために、**十分で安全かつ栄養ある食料を、物理的にも社会的にも経済的にも入手可能**であるときに達成される。

“Food security exists when all people, at all times, have physical, social and economic access to sufficient, safe and nutritious food which meets their dietary needs and food preferences for an active and healthy life.”
This widely accepted definition points to the following dimensions of food security:

【食料安全保障の4つの要素】

Food Availability（供給面）

：適切な品質の食料が十分に供給されているか

The availability of sufficient quantities of food of appropriate quality, supplied through domestic production or imports (including food aid)

Utilization（利用面）

：安全で栄養価の高い食料を摂取できるか

Utilization of food through adequate diet, clean water, sanitation and health care to reach a state of nutritional well-being where all physiological needs are met. This brings out the importance of non-food inputs in food security.

Food Access（アクセス面）

：栄養ある食料を入手するための合法的、政治的、経済的、社会的な権利を持ちうるか

Access by individuals to adequate resources (entitlements) for acquiring appropriate foods for a nutritious diet. Entitlements are defined as the set of all commodity bundles over which a person can establish command given the legal, political, economic and social arrangements of the community in which they live (including traditional rights such as access to common resources).

Stability（安定面）

：いつ何時でも適切な食料を入手できる安定性があるか

To be food secure, a population, household or individual must have access to adequate food at all times. They should not risk losing access to food as a consequence of sudden shocks (e.g. an economic or climatic crisis) or cyclical events (e.g. seasonal food insecurity). The concept of stability can therefore refer to both the availability and access dimensions of food security.

2020年英国農業法

- 英国がEUから離脱するにあたって、EU CAPによる直接支払いからの転換を図る必要があったが、それだけでなく、FAOの食料安全保障の定義に則った食料安全保障のレポートの作成や、農産物の購入者への公正取引義務などを位置付け。

- 1 財政支援（EU離脱後の直接支払等）
- 2 食料と農産物市場（食料安全保障、不測時対応）
- 3 食品サプライチェーンにおける透明性と公平性（情報提供義務、公正取引義務、団体（生産者団体と職業間専門組織））
- 4 農業農村関連措置（肥料取締）
- 5 農産物（有機農産物）
- 6 WTO農業協定
- 7 ウェールズ・北アイルランド
- 8 補助

- 少なくとも3年に1回、食料安全保障に関するレポートを作成
レポートには以下の要素は含めなければならない（19条）

- ① 世界の食料供給能力
- ② 食料供給源
- ③ フードサプライチェーンの強靱性
- ④ 食料に対する家計支出
- ⑤ 食品の安全性及び食品に対する消費者の信頼

- 不測の事態の宣言（20条）と不測時の支援に関する権限付与（21条）

- サプライチェーンへの情報提供を求める権限（23条）

- 公正取引義務（29条）

－農産物の購入者への公正取引義務と義務の執行（調停、違反時の罰則）

－義務として、契約の書面化及び契約記載事項を含むことを課すことができる

記載事項は以下のようなもの：

- ①量、②配送方法、③価格メカニズム（コスト変動時の調整含む）、④支払い、⑤加工、マーケティング、広告費、⑥期間 など

- Ⅱ 食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会で
これまで議論されたテーマ
 - 1. 食料の安定供給の確保
 - (2) 食料の輸入リスク

我が国の食料の安定供給の確保の考え方

- 国民に対する食料の安定的な供給については、世界の食料需給等に不安定な要素が存在していることを考慮し、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄とを適切に組み合わせることにより確保。

(1) 食料安全保障の確立に向けた取組

① 国内の農業生産の増大

- ・ 担い手の確保や農地の集積・集約化
- ・ スマート農業による生産性向上
- ・ 国産農産物の増産や国産への切替え
- ・ 輸出拡大にも対応した畜産物、果実等の増産
- ・ 食育や地産地消の推進

等



② 輸入穀物等の安定供給の確保

- ・ 輸入相手国との良好な関係の維持・強化
- ・ 関連情報の収集・分析、定期的な情報発信

等



③ 備蓄の適切な運営

- ・ 米、小麦及び飼料穀物の備蓄の適切な運営

等

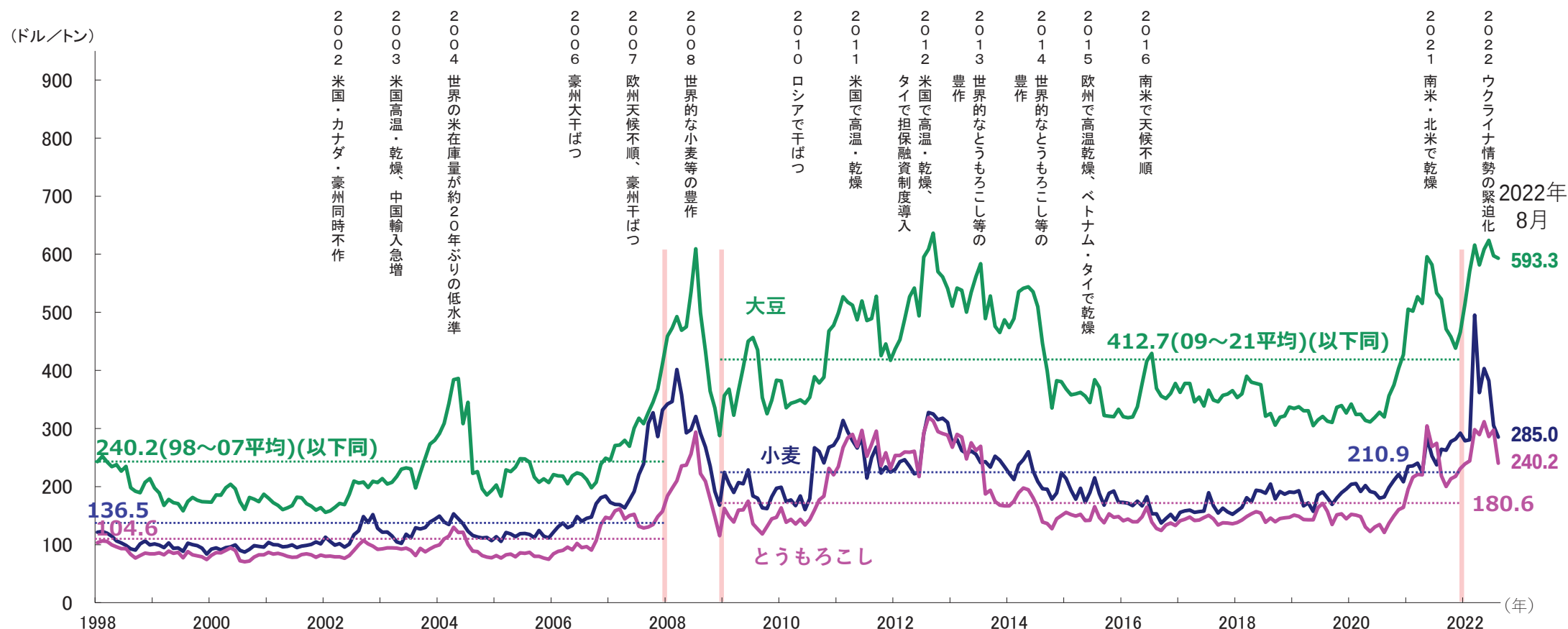
(2) 不測時に備えた食料安全保障

- リスクを洗い出し、そのリスクごとの影響度合、発生頻度、どう変化するか等について定期的に検証
- 主要な不測の事態を想定した具体的な対応手順を検証

輸入依存度の高い穀物等の価格の推移

- 世界的な穀物価格の上昇が発生した2008年以降、豊作と高温乾燥等による不作により価格の不安定性が増しているところ。
- 2008年、2022年の異常年を除外しても、世界的な需要の増大や生産コストの増加により、2008年以前より以降の方が平均的に高くなっている。

穀物等の国際価格の動向（ドル/トン）



	1998～2007年平均価格		2009～2021年平均価格
大豆	240.2		412.7
小麦	136.5		210.9
とうもろこし	104.6		180.6

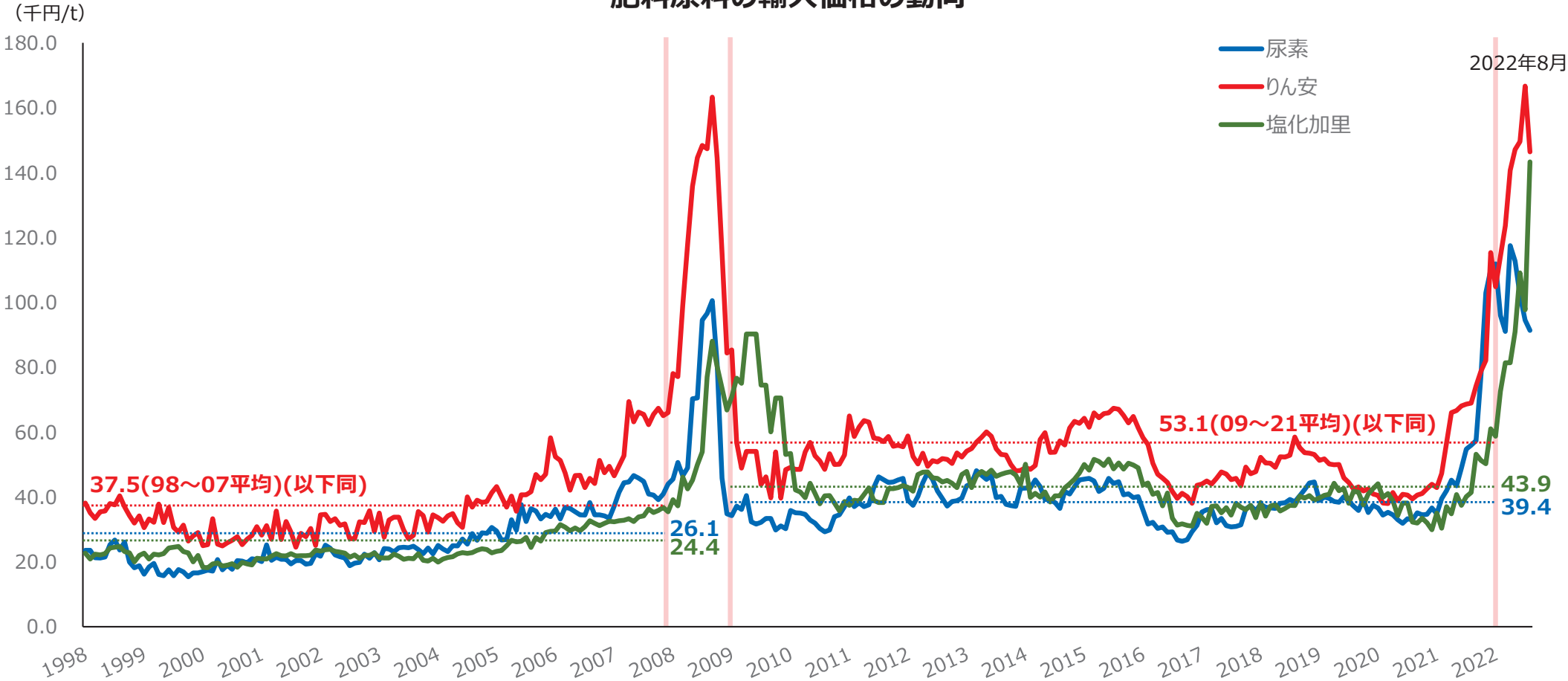
資料：シカゴ商品取引所の各月第1金曜日の期近終値の価格。

注：過去最高価格については、シカゴ商品取引所の全ての取引日における期近終値の最高価格。

肥料原料の価格の推移

- 化学肥料原料の国際価格は、昨年半ばより、穀物需要の増加や原油・天然ガスの価格の上昇等に伴い、高騰。
- 2008年、2022年の異常年を除外しても、肥料原料価格は2008年以前より以降の方が平均的に高くなっている。

肥料原料の輸入価格の動向

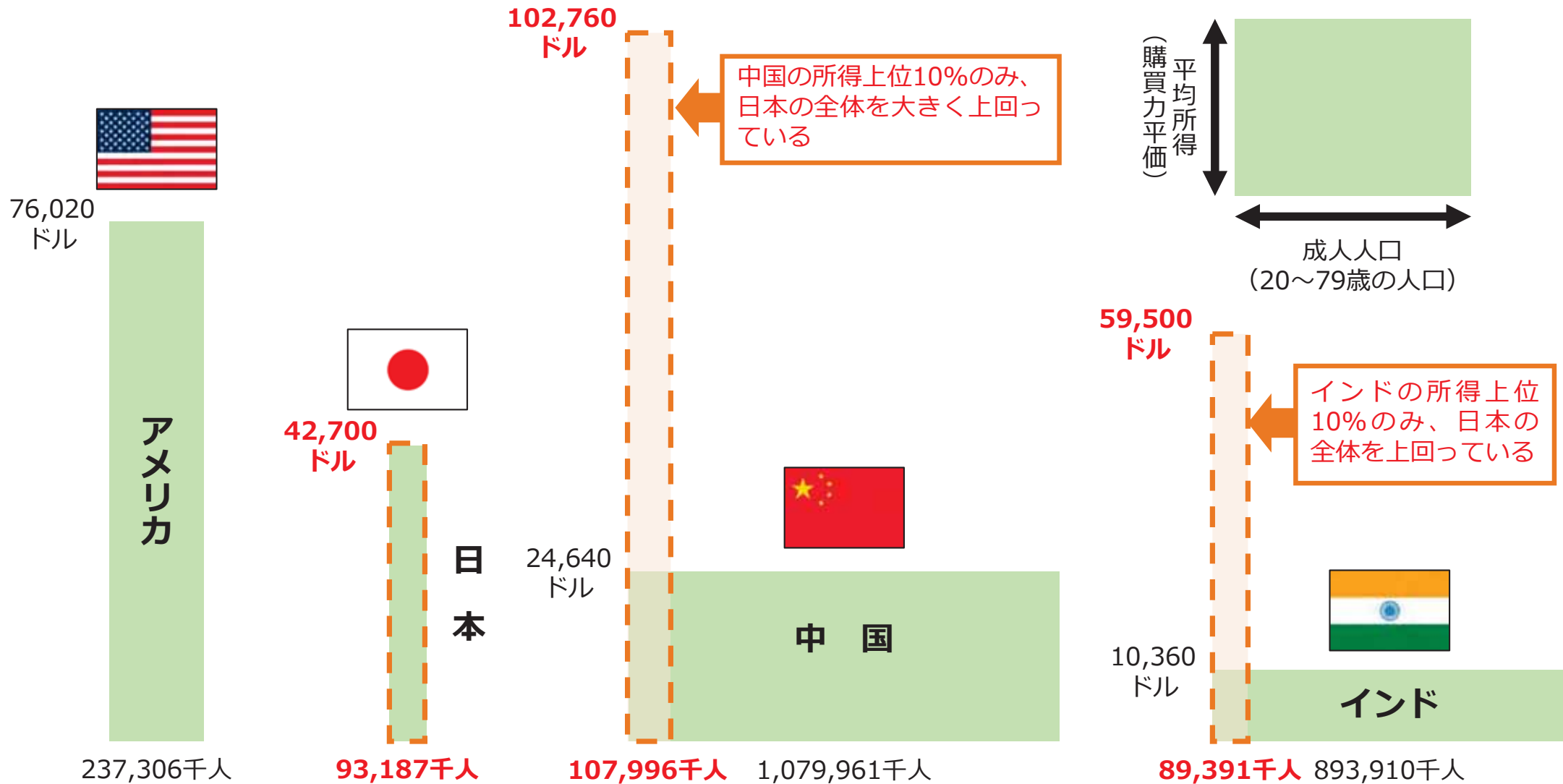


	1998～2007年平均価格		2009～2021年平均価格
尿素	26.1		39.4
りん安	37.5		53.1
塩化加里	24.4		43.9

資料：農林水産省調べ
注：財務省貿易統計における各原料の輸入額を輸入量で除して算出。ただし、月当たりの輸入量が5,000t以下の月は前月の価格を表記。

各国の人口と所得

○ 日本の平均所得は、中国、インドを上回るが、それぞれの国の所得上位10%層のみをみると、その平均所得は日本全体を大きく上回っている。

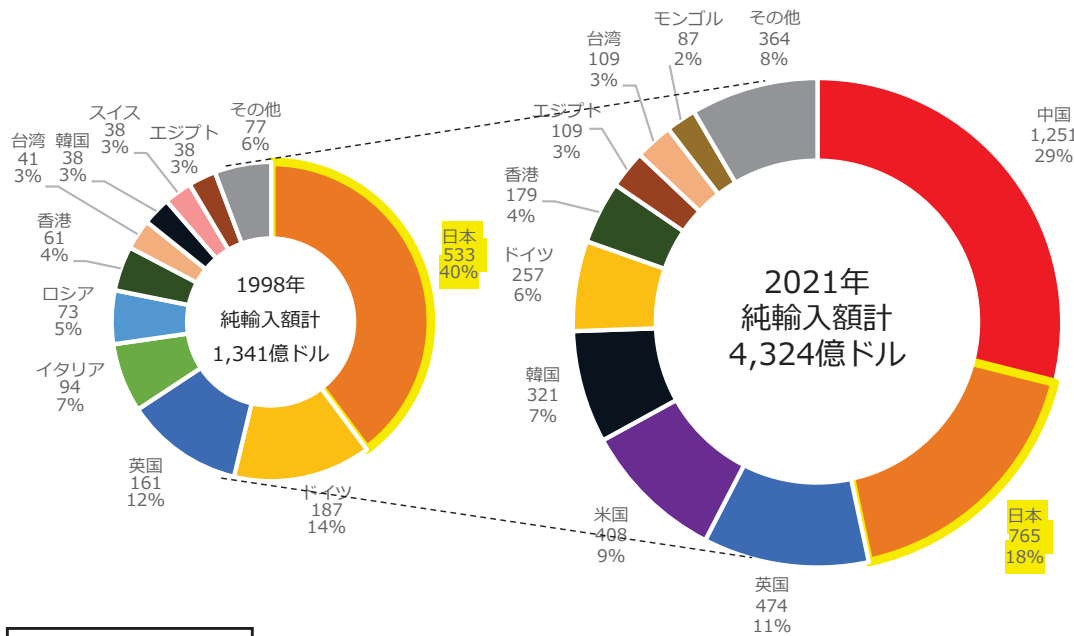


資料：「WORLD INEQUALITY REPORT 2022」及び「IDF Diabetes Atlas」
注：2021年時点。

世界の農林水産物の輸入状況

- 1998年当時、日本は世界1位の農林水産物の純輸入国であり、プライスメーカー的な地位であったが、近年はその地位が低下。現在は中国が最大の純輸入国となっている。
- 20年前は、食料自給率は低くとも諸外国から購入できていたが、近年、中国が輸入を増やし、プライスメーカー的な地位になりつつある中、日本がそれに左右されることとなる可能性。

農林水産物純輸入額の国別割合

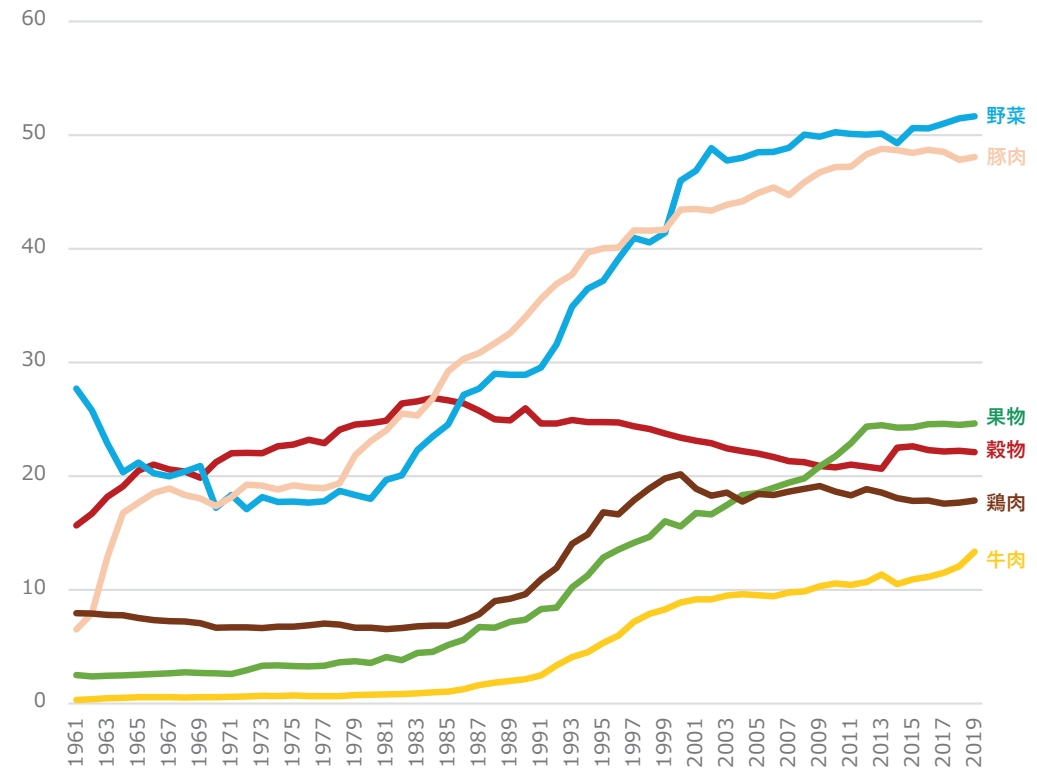


<凡例>

国名
純輸入額 (億ドル)
シェア (%)

資料：「Global Trade Atlas」を基に農林水産省作成
注：経済規模とデータ制約を考慮して対象とした41か国のうち、純輸入額（輸入額-輸出額）がプラスとなった国の純輸入額から作成。

世界の食料消費量に占める中国の割合

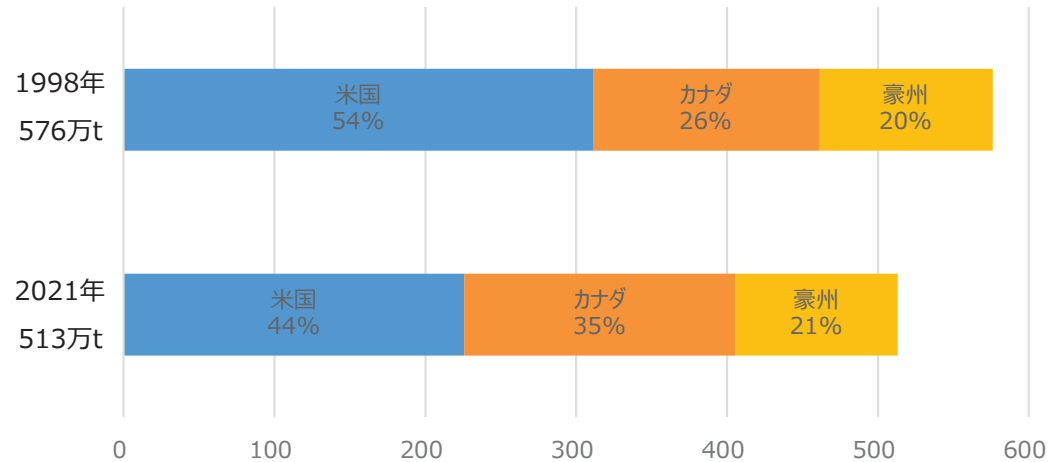


資料：「FAOSTAT」

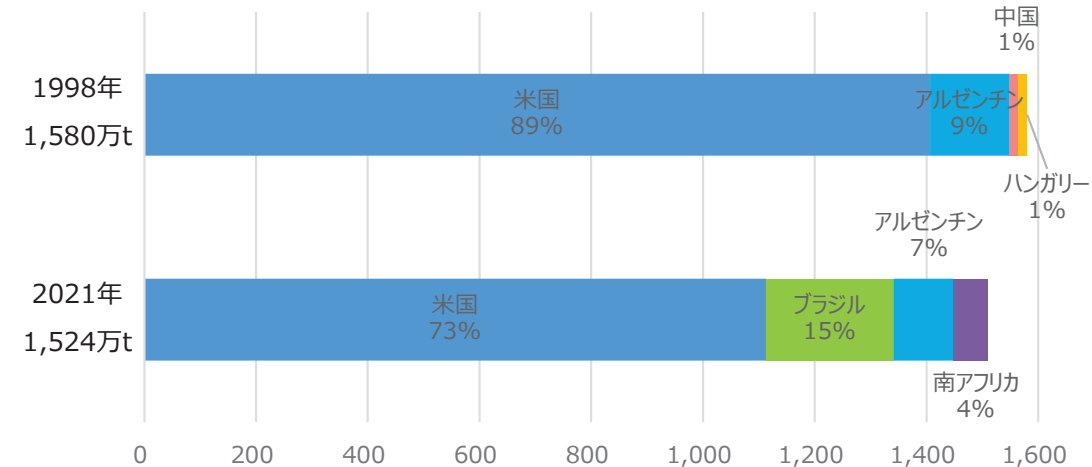
我が国の主要穀物等の輸入

- 国内生産では国内需要を満たすことができない品目は、品目ごとの国際需給及び価格の動向を踏まえた安定的な輸入を通じて、国内への供給を行っている。
- いずれも、米国、カナダ、豪州など特定の国からの輸入が多い。

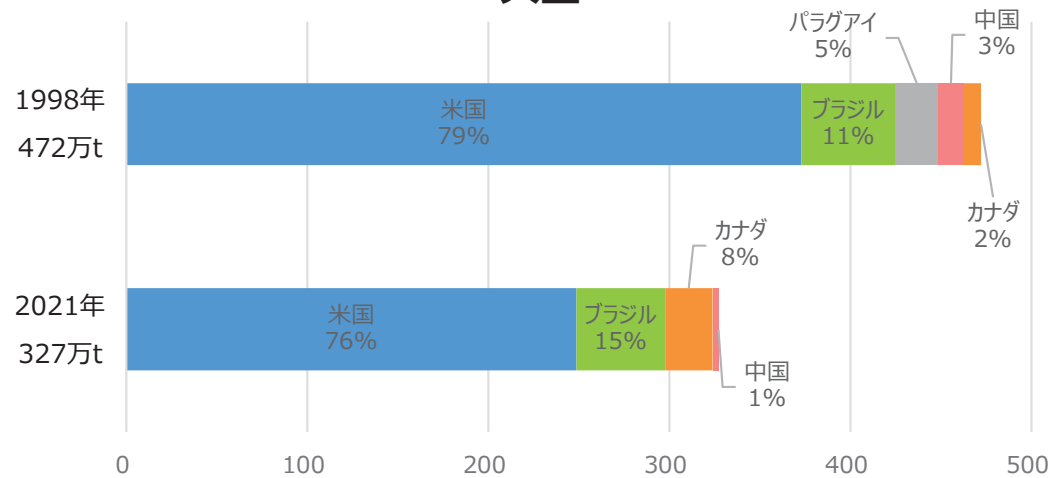
小麦



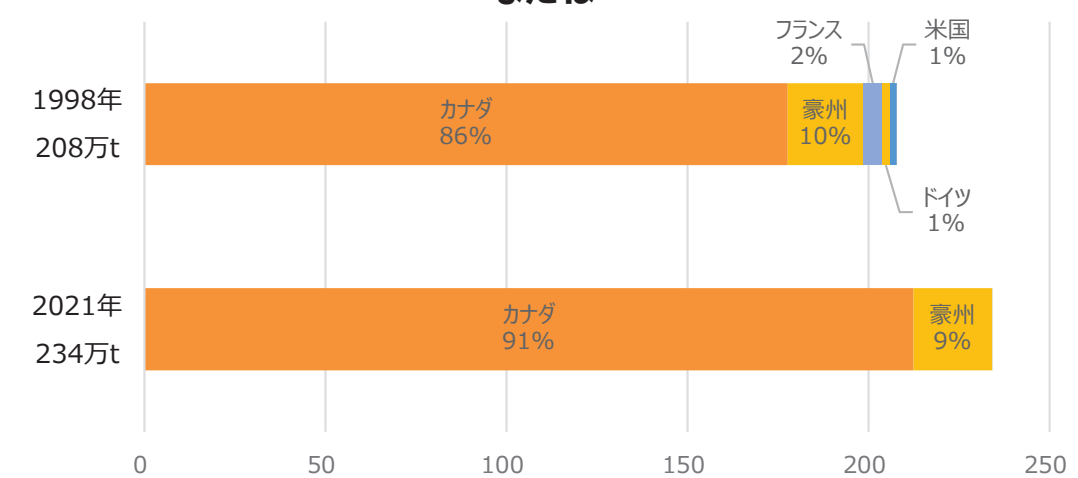
とうもろこし



大豆



なたね



資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省にて作成。

注1：主な用途は、小麦は食糧用、とうもろこしは飼料用、大豆、なたねは油糧用である。

注2：小数点以下四捨五入のため、合計値が合わない場合がある。

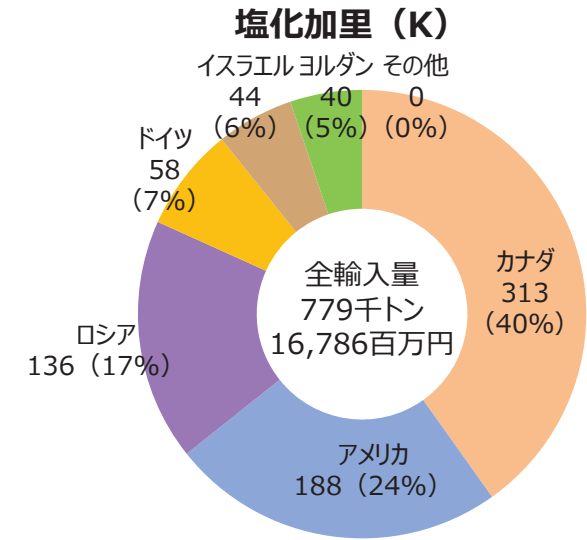
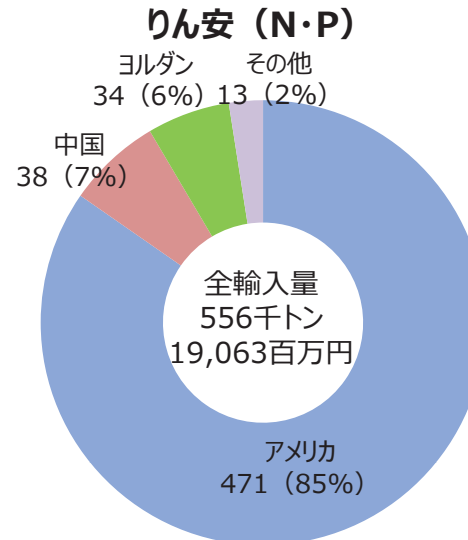
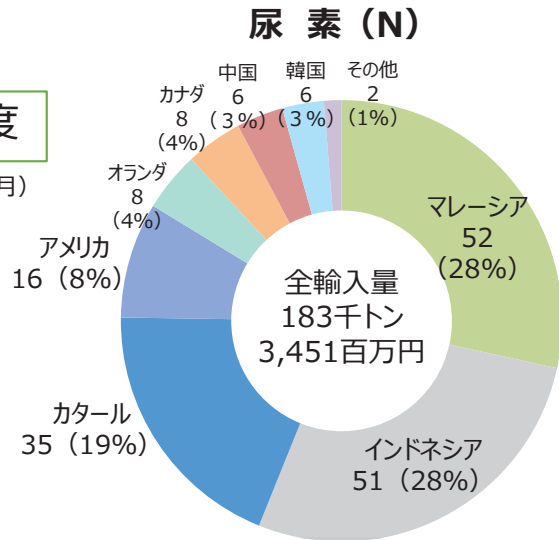
注3：加工品の原料分は含まない。

我が国の肥料原料の輸入状況

- 2020肥料年度の主な輸入先国は、尿素についてはマレーシア、中国、りん安については中国、塩化加里についてはカナダと特定の国への依存度が高まっている。
- こうした中、2021年秋以降、中国において肥料原料の輸出検査が厳格化され、我が国の肥料原料の輸入が停滞したことを受け、モロッコ等からの協調買入を急遽要請。また、ロシアやベラルーシから一定割合を輸入していた塩化加里についても、ウクライナ侵略の影響によりカナダ等から必要量を確保。

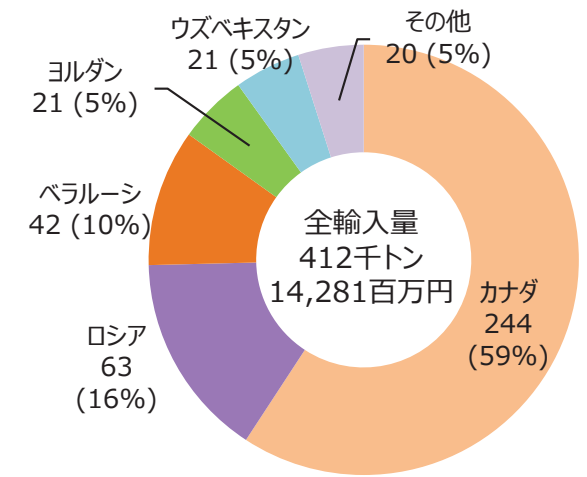
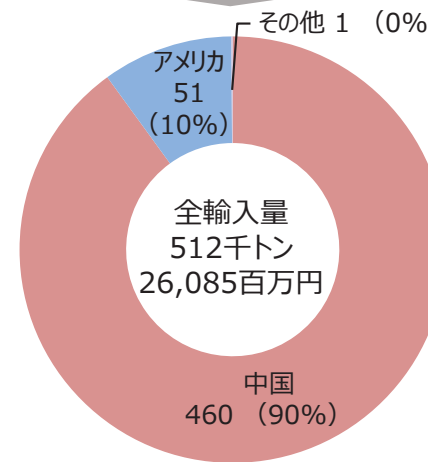
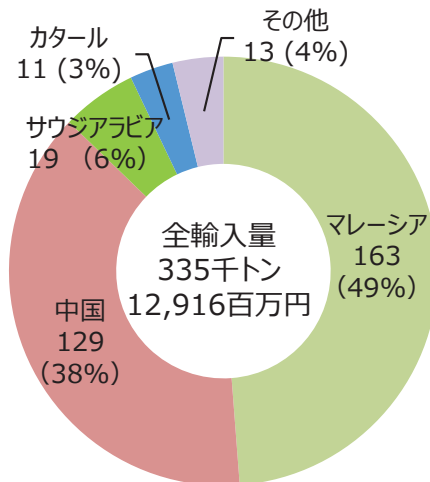
1998肥料年度

(1998年7月～1999年6月)



2020肥料年度

(2020年7月～2021年6月)



現在の対応状況

中国からの輸入が停滞
→ マレーシア等からの輸入
が増加

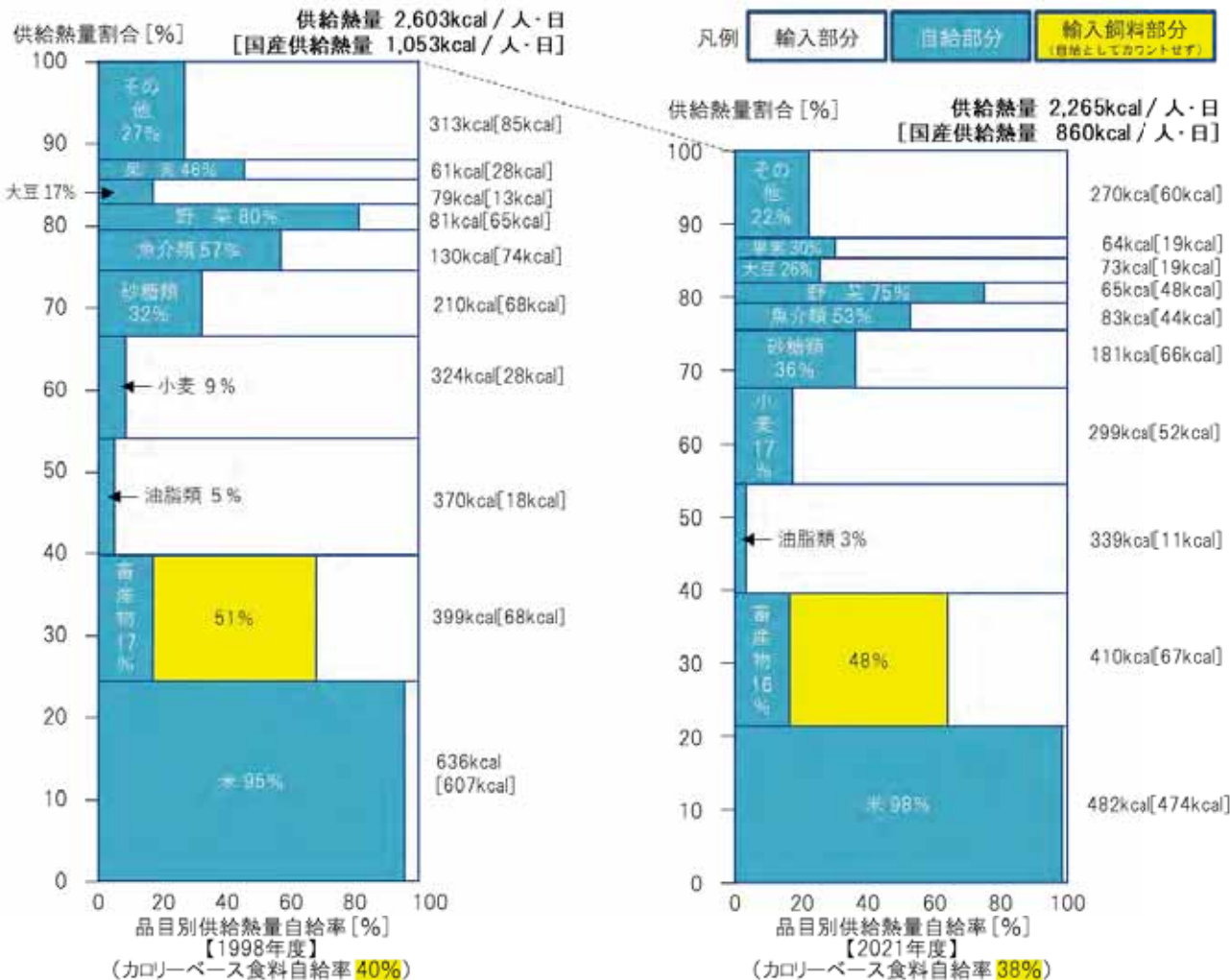
中国からの輸入が停滞
→ モロッコ、ヨルダン等からの
輸入が増加

ロシア・ベラルーシからの輸入が停滞
→ カナダ等からの輸入が増加

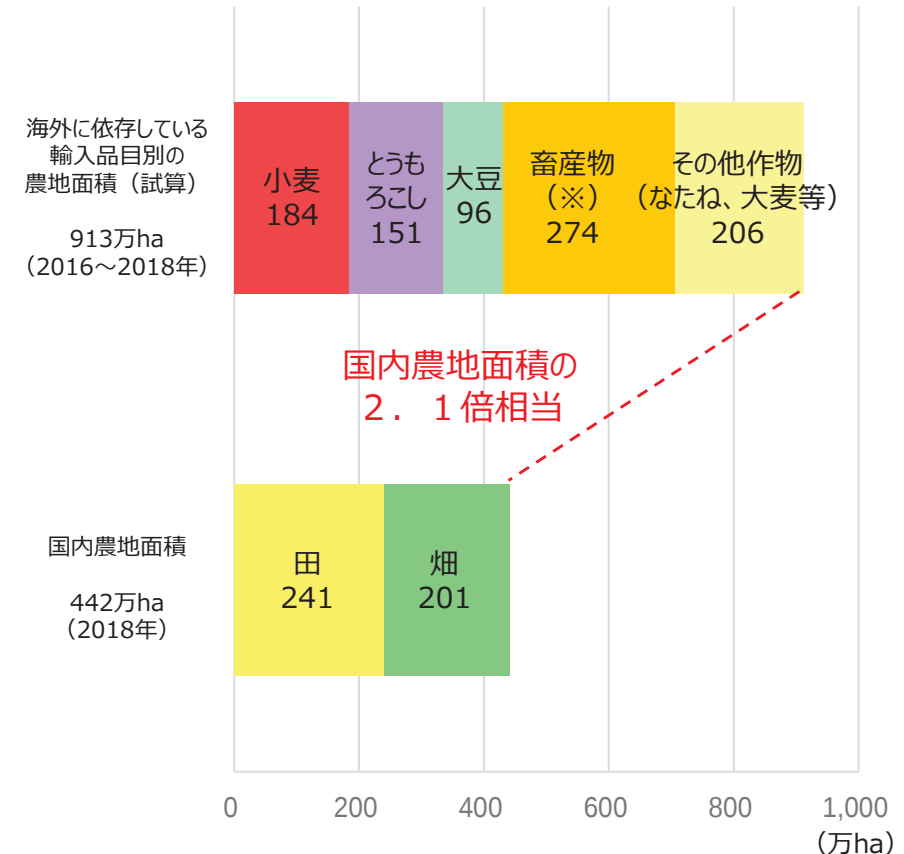
食料の輸入依存

- 小麦、大豆、飼料、油脂類等の自給率は低く、大部分を輸入に依存。
- 穀物、油糧種子について、その輸入量を生産するために必要な海外の農地面積は日本の農地面積の2.1倍に相当し、すべてを国産で賄うことは不可能。
- 輸入している農産物の国産化を推進する一方、国産化が難しい品目については、安定的な輸入を行っていくことが重要。

食料消費構造と食料自給率の変化



日本の農産物輸入量の農地面積換算（試算）



資料：農林水産省「食料需給表」、「耕地及び作付面積統計」等を基に農林水産省で試算。
(※) 輸入している畜産物の生産に必要な牧草・とうもろこし等の量を当該輸入相手国の単収を用いて面積に換算したもの。大豆油の搾りかすや小麦ふすま等も飼料として活用。
注：1年1作を前提。

- Ⅱ 食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会で
これまで議論されたテーマ
- 1. 食料の安定供給の確保
 - (3) 備蓄

日本における穀物等の備蓄（備蓄水準とその考え方）

- 現在、米、食糧用小麦、飼料穀物について国として備蓄事業を実施。
- 備蓄水準は、
 - ・ 自給している米については、「国内の不作に対し（緊急輸入等せずに）国産米でもって対処し得る水準」、
 - ・ 多くを輸入に依存している食糧用小麦と飼料穀物については、「不測時に、代替輸入先からの輸入を確保するまでの期間に対処し得る水準」を確保することを基本に設定。

	品目	備蓄水準	備蓄水準の考え方
国産	米	100万トン程度	10年に1度の不作（作況92）や、通常程度の不作（作況94）が2年連続した事態にも、国産米をもって対処し得る水準 ・2001年当時の需要量をベースに設定 （2011年の回転備蓄方式から棚上備蓄方式への変更時に、引き続き100万トン程度として設定）
輸入	食糧用小麦	国として 外国産食糧用小麦の 需要量の2.3カ月分 （90万トン程度）	過去の港湾ストライキ、鉄道輸送等の停滞による船積遅延の経験等を考慮した水準 ・代替輸入に4.3カ月程度必要 ・すでに契約を終了し、海上輸送中の輸入小麦の量は2カ月分程度 ・差し引き2.3カ月分程度の備蓄が必要
輸入	飼料穀物	100万トン程度	不測の事態における海外からの供給遅滞・途絶、国内の配合飼料工場の被災に伴う配合飼料の急激な逼迫等に対処し得る水準 ・過去に備蓄を活用した最大実績は75万トン（東日本大震災時） ・海上輸送中の飼料穀物約100万トンが存在しており、備蓄飼料穀物とあわせて2カ月程度のストックとなり、この間に代替輸入国への変更等が可能
輸入	食品用大豆 2010年度をもって廃止	需要量の約1カ月分 （1981～1994年度は8万トン） 廃止直前の2010年度は約2週間分の3万トン	過去の国際的な供給不安、輸出規制等を考慮した水準 （1974年の備蓄事業開始以降、一度も備蓄の放出が行われていないこと等を理由に2010年度をもって廃止）

日本における肥料の備蓄

- 肥料は、日本の食料安定供給に極めて重要な役割を果たしているが、その原料となる資源は特定の地域に偏在しており、そのほとんどの供給を輸入に依存している。また、世界的な穀物需要の増加や紛争の発生等の国際情勢の変化により、原料の供給途絶リスクが顕在化している。
- このため、2022年5月に成立した経済安全保障推進法に基づく「特定重要物資」として肥料を指定し、その安定供給に取り組む肥料原料の輸入事業者・肥料製造事業者による肥料原料の備蓄の取組を支援することとしている。

経済安全保障推進法（2022年5月成立）の概要

安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進するため、経済施策として、**(1)重要物資の安定的な供給の確保**、(2)基幹インフラ役務の安定的な提供の確保、(3)先端的な重要技術の開発支援、(4)特許出願の非公開の4つの制度を創設。

【重要物資の安定的な供給の確保のための制度の概要】

政府は安定供給を確保すべき物資を「特定重要物資」として指定。

民間事業者が策定した供給確保のための計画を所管大臣（肥料の場合は農林水産大臣）が認定し、支援措置を実施。

＜特定重要物資の指定＞

抗菌性物質製剤、**肥料**、永久磁石、工作機械・産業用ロボット、航空機の部品、半導体、蓄電池、クラウドプログラム、天然ガス、重要鉱物並びに船舶の部品の11物資を政令で指定（2022年12月23日施行）

（肥料の指定理由）

肥料の原料は、**資源が特定の地域に偏在**しており、**そのほとんどの供給を輸入に依存**。世界的な穀物需要の増加や紛争の発生等の**国際情勢の変化**により、**原料の供給途絶リスクが顕在化**。

肥料の安定供給確保に向けた施策

【支援する取組】

肥料原料の輸入事業者・肥料製造事業者による肥料原料（りん安・塩化加里）の備蓄の取組

【目標】

2023年から、りん安・塩化加里について、保管施設の整備を進めるとともに原料備蓄水準を高め、2027年度までに、年間需要量の3か月分相当の備蓄を目指す。

【支援内容】（2022年度補正予算額：16,000百万円）

- ① りん安・塩化加里を備蓄するために必要な保管費用（保管料・保険料等）
- ② りん安・塩化加里を保管するために必要な保管施設の整備費用

(参考) 諸外国における食料等の備蓄

品目	備蓄の状況、考え方等
イギリス	● 冷戦時代に核攻撃に備えて保有していた国家食料備蓄は1990年代前半に廃止。
ドイツ	● 国家穀物備蓄（パン用小麦及びエンバク）や民間有事備蓄（豆類、コンデンスミルク及び全乳粉）を実施。（家庭内備蓄も奨励）
オランダ	● 憲法や法律において食料安全保障に係る記載はなく、備蓄・不測時対応についての情報は特段ない。
スイス	● 憲法102条にて、有事には生活に必須な物資やサービスを国家が供給すること及び予備的措置をとることが定められている。 ● 輸入業者や製造業者に対して、米（4カ月分）、料理油脂（4カ月分）、食用小麦（4カ月分）、砂糖（3カ月分）、窒素肥料（作期に必要な量の3分の1）等の備蓄が義務付けされている。
ニュージーランド	● 備蓄、不測時対応についての情報は特段ない。
ノルウェー	● 食料備蓄法に基づき穀物輸入公社による穀物の独占輸入制度等を利用した食料備蓄を2003年に廃止。 ● 2011年の経済準備法により、民間企業に最大30日分の食品貯蔵を義務付けている。
中国	● 長年にわたり食糧備蓄を実施。小麦とトウモロコシで政府在庫が拡大。 ● トウモロコシに関しては、価格保護による過剰生産、内外価格差の拡大による財政負担の急増を受けて、2016年に臨時買付備蓄制度（実質的な最低買入価格保障の機能）を廃止するなど、生産補助政策を大幅に見直し。

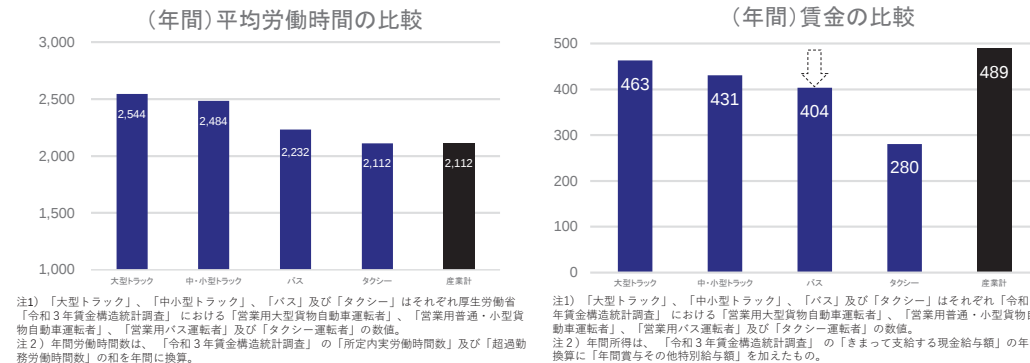
- Ⅱ 食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会で
これまで議論されたテーマ
 - 1. 食料の安定供給の確保
 - (4) 食料品アクセス

2024年問題の影響

- トラックを含む自動車運送業では、長時間労働・低賃金で人手不足も深刻化。
- 一方、働き方改革法（2019年4月施行）により、従来時間外労働規制の適用除外だった「自動車の運転業務」にも2024年4月から年960時間（＝月平均80時間内）の上限規制が適用される。
- これまでのような運送を行うことが困難となり、コストの増加も不可避。

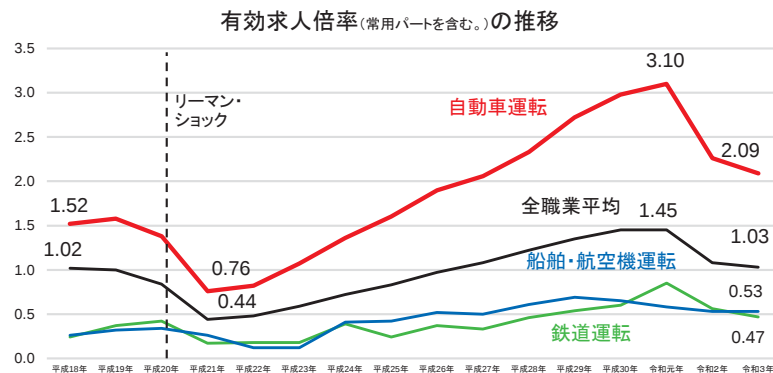
自動車運送業の現状

- トラック・バス・タクシーの運転者は、全職業平均に比べ、年間労働時間が1～2割長いにも関わらず、年間賃金は最大で約4割低い状況。



出典：厚生労働省「令和3年賃金構造統計調査」より国土交通省作成

- 2021年の「自動車運転の職業」の有効求人倍率は、全職業平均1.03倍に比べ、2.09倍と運転者不足が深刻。



物流の停滞のほか、生活交通・観光客輸送への支障の恐れ

政府全体の動き

- 「働き方改革実行計画」（2017年3月働き方改革実現会議）
長時間労働の是正を図る観点から、時間外労働について罰則付きの上限規制を導入
- 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（働き方改革法）（2019年4月施行）
従来時間外労働規制の適用除外だった「自動車の運転業務」にも2024年4月から年960時間（＝月平均80時間内）の上限規制を適用

「労働基準法改正により法定：罰則付き」

- (1) 原則、月45時間 かつ 年360時間
- ・ 特別条項でも上回ることを出来ない年間労働時間を設定
 - ① 年720時間（月平均60時間）
 - ② 年720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回ることを出来ない上限を設定
 - a. 2～6ヶ月の平均でいずれも80時間以内（休日労働を含む）
 - b. 単月100時間未満（休日労働を含む）
 - c. 原則（月45時間）を上回る月は年6回を上限
- (2) 自動車の運転業務の取り扱い
- ・ 施行後5年間 現行制度を適用（改善基準告示により指導、違反があれば処分）
 - ・ 2024年4月1日以降 年960時間（月平均80時間）
 - ・ 将来的には、一般則の適用を目指す

食料品アクセス困難人口の動向

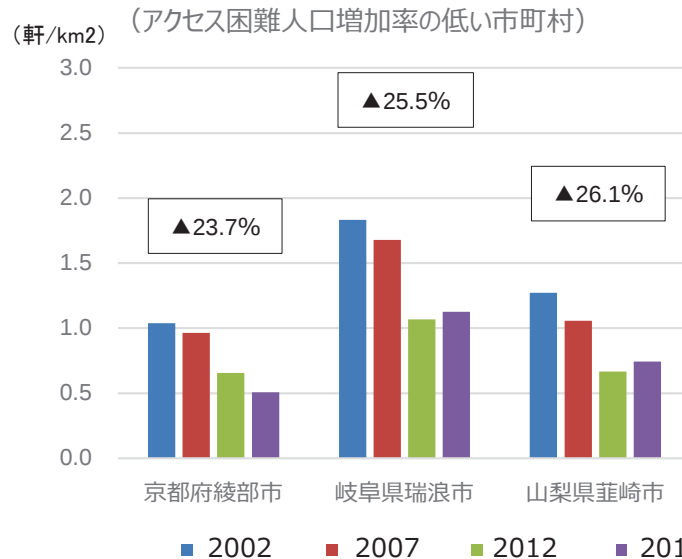
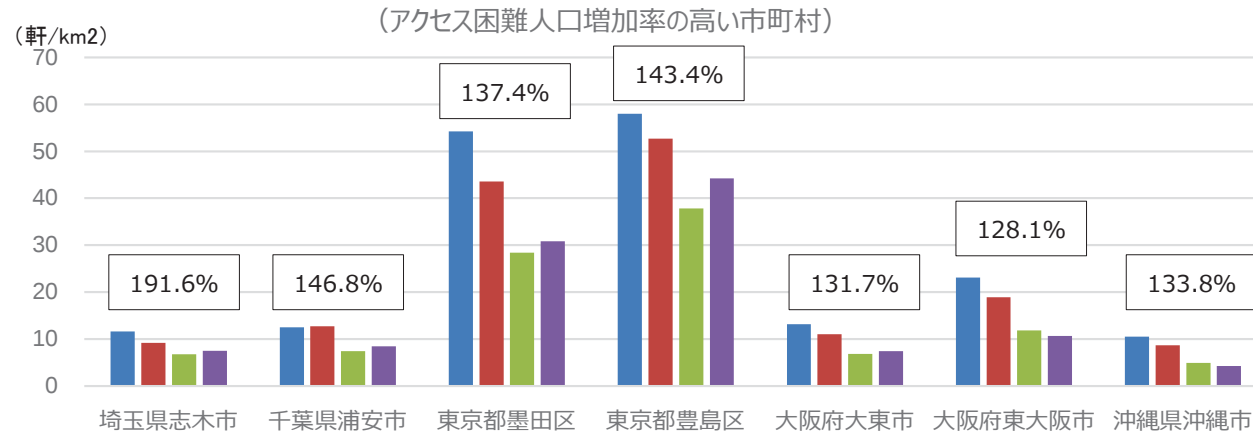
○ 食料品アクセス困難人口の増加率の高い市町村は、比較的都市部に集中。食料品店舗数を可住地面積で除して求めた店舗の密度は、食料品アクセス困難人口率の増加率の高低によらず減少傾向であり、高齢者の加齢による自動車免許の返納などが進む中で、食料品アクセス問題は都市部、農村部など特定地域に偏らず全国的な課題。

※食料品店舗数は、商業統計調査、経済センサスにおける「百貨店・総合スーパー」「各種食料品小売業」「野菜・果実小売業」「食肉小売業」「鮮魚小売業」「その他の飲食料品小売業」の合計値

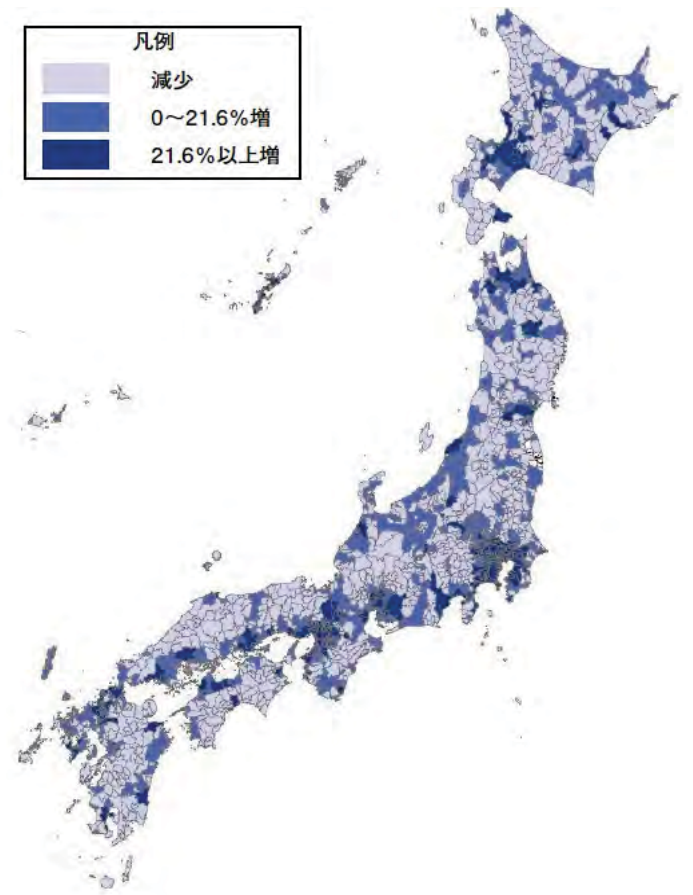
※食料品アクセス困難人口とは、店舗（生鮮食料品小売業、百貨店、総合スーパー、食料品スーパー、コンビニ）まで500m以上かつ自動車利用が困難な65歳以上の高齢者

可住地面積当たり食料品店舗数

□内はアクセス困難人口増加率（2015年/2005年）



アクセス困難人口増加率・市町村別 (2015年/2005年)



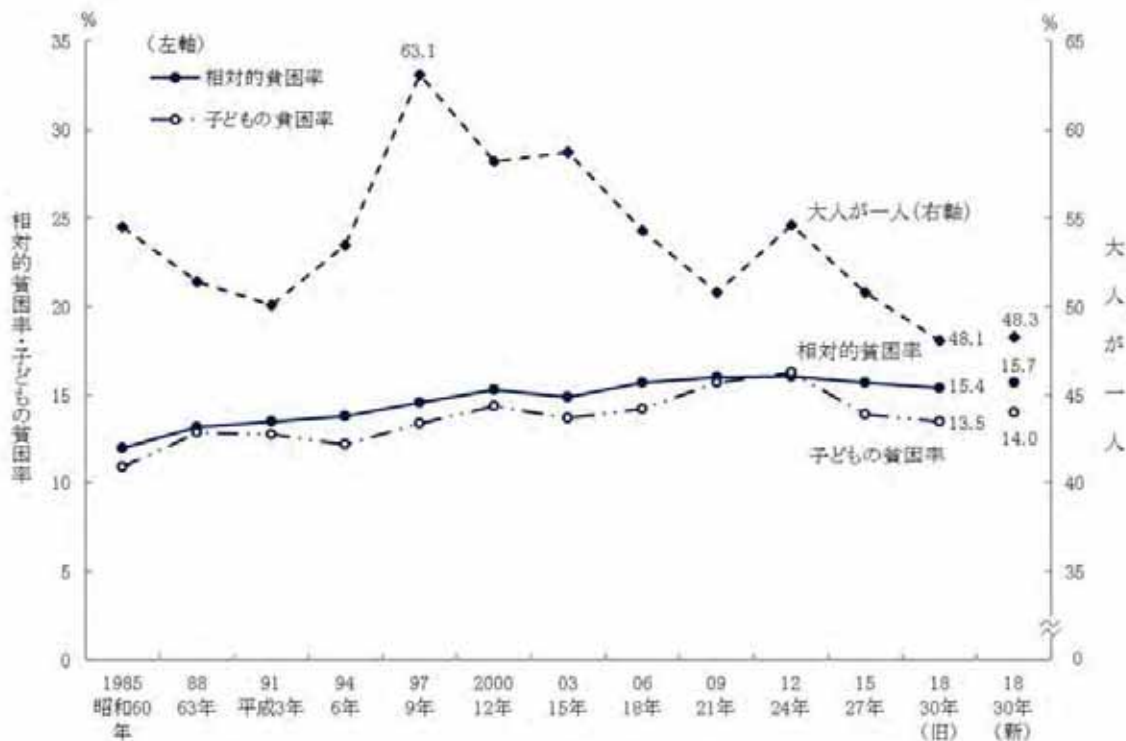
資料：農林水産政策研究所

資料：店舗数については、2002、2007年は経済産業省「商業統計調査」、2012、2016年は総務省・経済産業省「経済センサス」
可住地面積については、2017年社会人口統計体系

貧困率の推移と各国との比較

- 日本における貧困率は、ほぼ横ばいで推移しているが、その値は各国と比較しても高位にある。
- 所得金額階層別世帯数の相対度数分布の変化を見ると、1世帯当たりの平均所得金額の減少、高所得世帯数の減少、平均所得金額以下の世帯割合の増加が見られ、相対的貧困者の増加がうかがえる。

日本における貧困率の推移



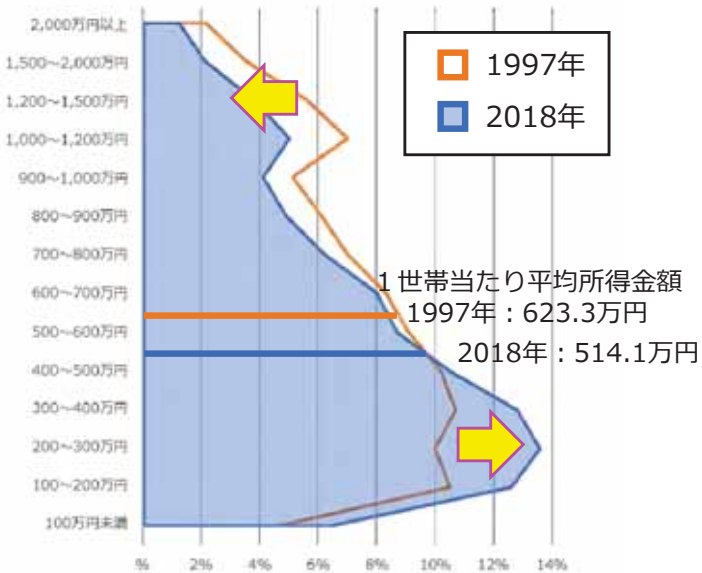
資料：日本は厚生労働省「国民生活基礎調査」（OECDの作成基準に基づいて算出）
注1：貧困率とは、等価可処分所得の中央値の半分に満たない世帯員の割合で、OECDの作成基準に基づいて算出している。
注2：1994年の値は兵庫県を除いたもの、2015年の値は熊本県を除いたものである。
注3：2018年の新基準は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛け金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。
注4：大人とは18歳以上の者、子供とは17歳以下の者をいう。
注5：等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

各国における貧困率の比較 (%)

	2018年
アメリカ	18.1
韓国	16.7
日本	15.7
イタリア	14.2
英国	11.7
ドイツ	9.8
フランス	8.5

資料：日本は厚生労働省「国民生活基礎調査」（OECDの作成基準に基づいて算出）、その他各国はOECD
注：貧困率とは、等価可処分所得の中央値の半分に満たない世帯員の割合。

所得金額階層別世帯数の相対度数分布の変化

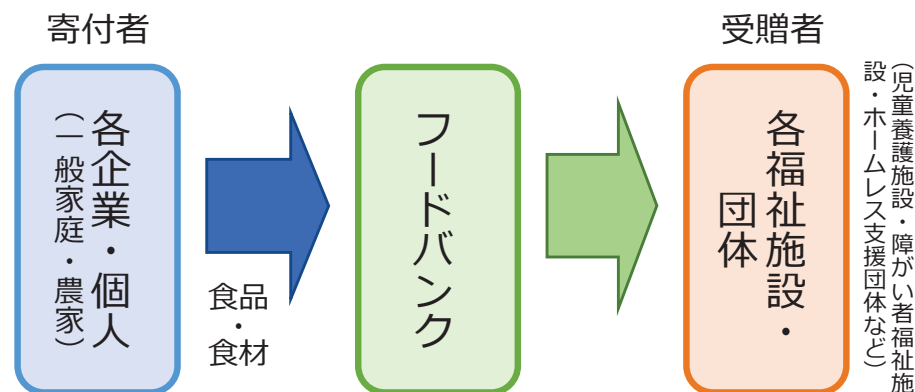


資料：「国民生活基礎調査」

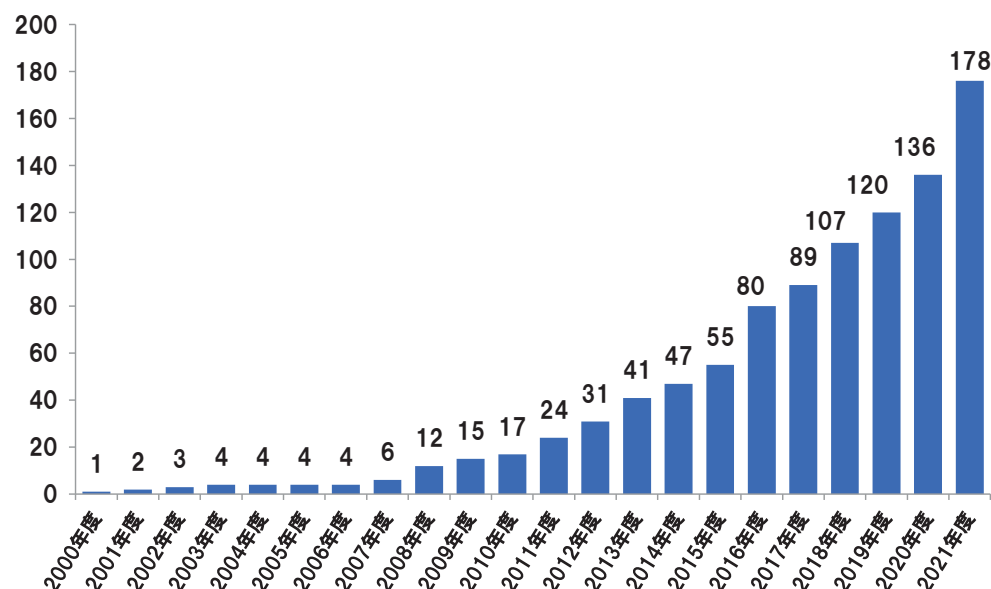
フードバンクについて

- 生産・流通・消費などの過程で発生する未利用食品を食品企業や農家などからの寄付を受けて、必要としている人や施設等に提供する取組。
- もともと米国で始まり、既に約50年の歴史があるが、我が国では、ようやく広がり始めたところ。（日本では北海道から沖縄まで約180団体が活動）
- 各国の政策に位置付けられ、多くの国で取り組まれている。

フードバンクの概念図



国内のフードバンク団体数



各国の取組例

	アメリカ	フランス	英国
概要	1967年に世界初のフードバンクが誕生したフードバンク発祥国 ・全国に1,304のフードバンク団体（2018年時点）。それらの団体が、地域のチャリティや協会、フードパントリーを連携しており、各地域の拠点で個人に食品を配布。 ・寄附された食品を配布する団体は全米で数万あるとも言われる（正確な数のデータは不明）	欧州でのフードバンク発祥国 ・1984年、欧州最初のフードバンクが設立。 ・キリスト教系の団体が中心となって、貧困問題への対処の一つとして活動が始まり、現在のバンク・アリマンテール※につながる。 ※バンク・アリマンテールは、フランス全土にネットワークを有する仏最大のフードバンク	2大フードバンク※が地域の慈善団体等と協力し全国で活動を展開 ・全国に2,000以上のフードバンクが存在。 ・1994年からフードバンクが活動を始め、企業などからの食品寄附を受けて、各フードバンク団体が多くの慈善団体やコミュニティグループ、教会と提携し、必要とする人へ食品を配布。 ※Trussell Trust と FareShare
政策	・食品寄附に係る税制優遇 ・寄附した食品に起因する意図しない事故の免責制度 ・余剰農産物などを政府が買い上げ、各州を通じてフードバンクに提供	・食品寄附に係る税制優遇 ・政府はフードバンク団体に対して民間の保険の活用を推奨	・善意の行動が好ましくない結果を引き起こした場合の免責法あり

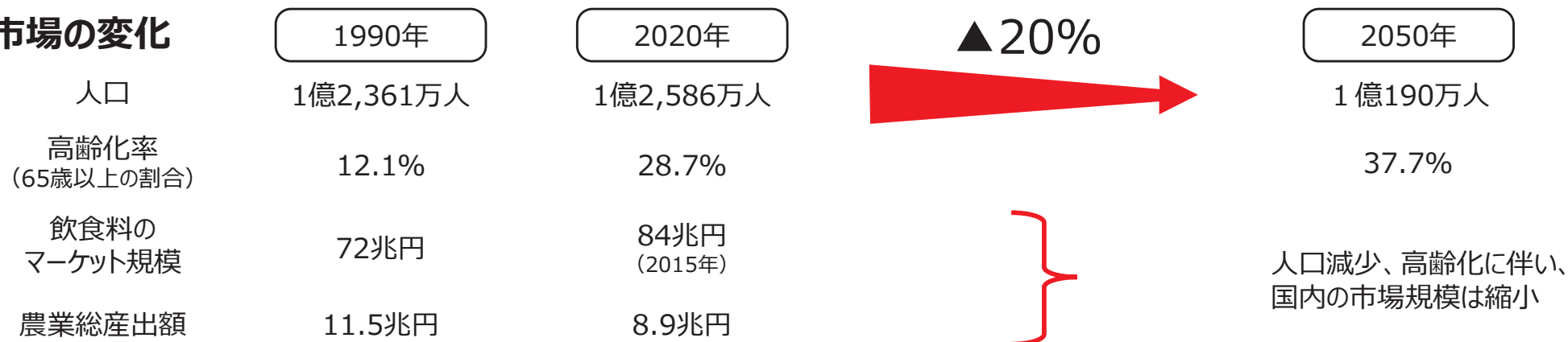
資料：2020年度消費者庁請負調査
諸外国における食品の寄附の実態等に関する調査業務報告書（概要版）

- Ⅱ 食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会で
これまで議論されたテーマ
 - 1. 食料の安定供給の確保
 - (5) 国内市場の将来展望

国内市場について（国内市場と海外市場の変化）

- 国内の市場規模は、人口減少や高齢化に伴い、縮小。
- 急速な需要の減少が、日本の農林水産業に大きな影響を与えることは不可避。
- 世界の農産物マーケットは、人口の増加に伴い、拡大する可能性。
- 農林水産業の生産基盤を維持・強化し、農林水産物・食品の輸出促進により世界の食市場を獲得していくことが重要。

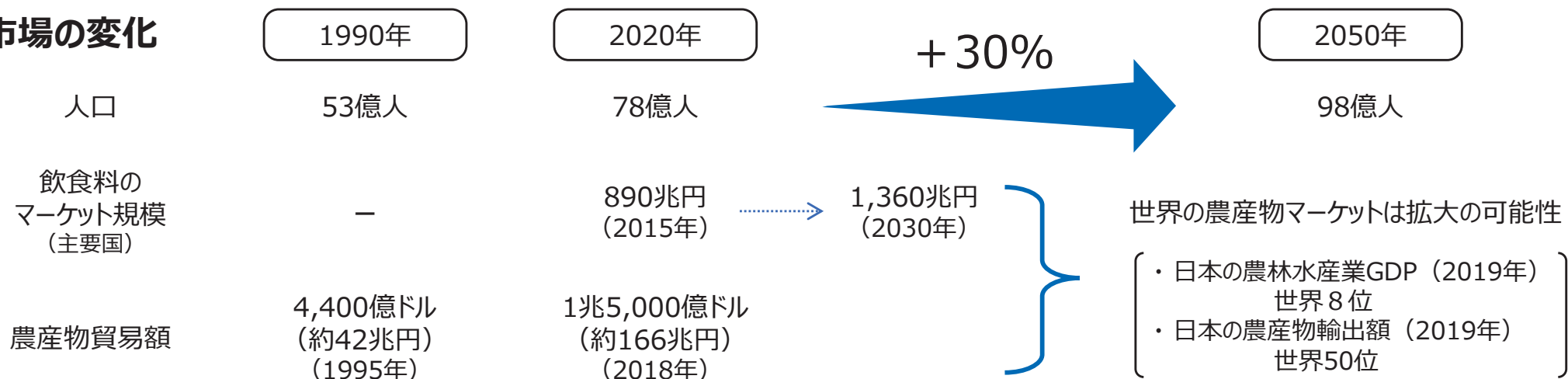
国内市場の変化



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」

農林水産省「農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表（飲食費のフローを含む。）」、「生産農業所得統計」

海外市場の変化

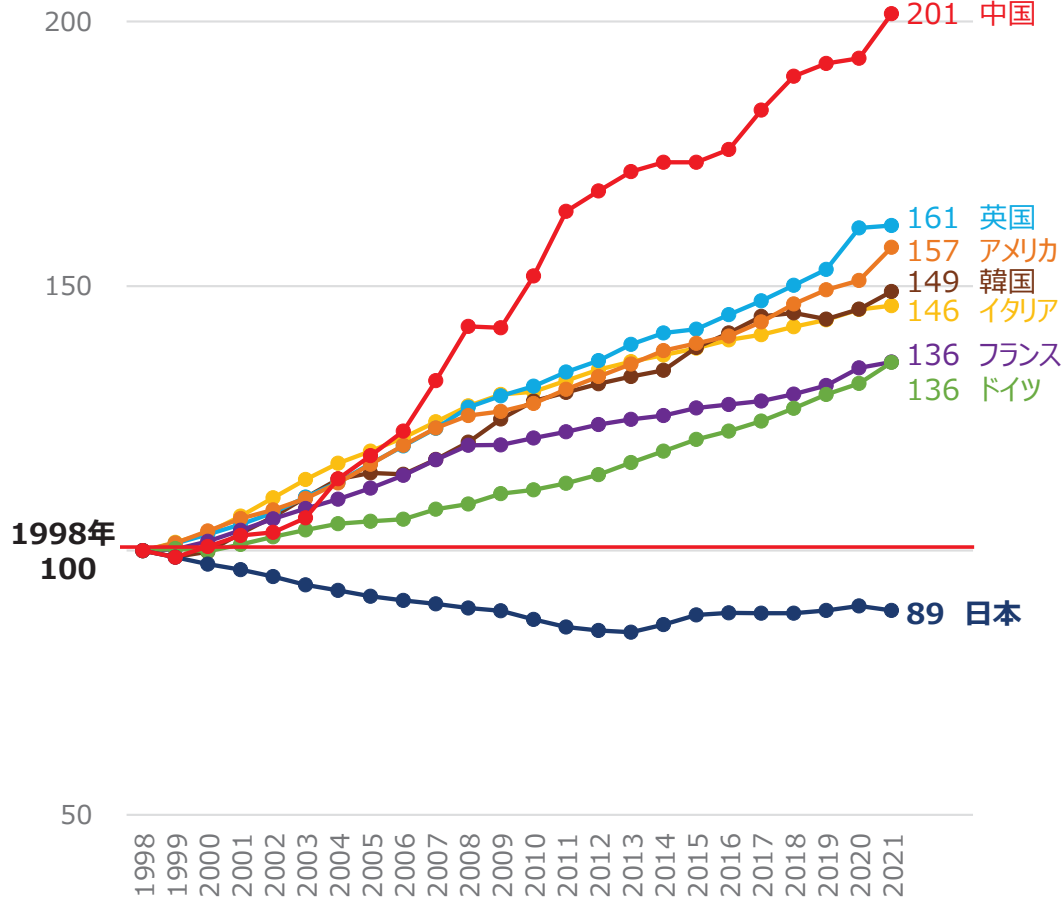


資料：国際連合「世界人口予測・2017年改訂版」、農林水産政策研究所「世界の飲食料市場規模の推計」、FAO「世界農産物市場白書（SOCO）：2020年報告」

国内市場について（各国におけるGDPデフレーターと日本における食料の消費者物価指数の推移）

- GDPデフレーターは、1998年以降、各国で上昇するも、日本では下降傾向で推移している。
- 食料の消費者物価指数は、いずれの品目も、長期のデフレ下であって、低位に推移していたが、近年、上昇傾向で推移している。

各国におけるGDPデフレータの推移（1998年=100）

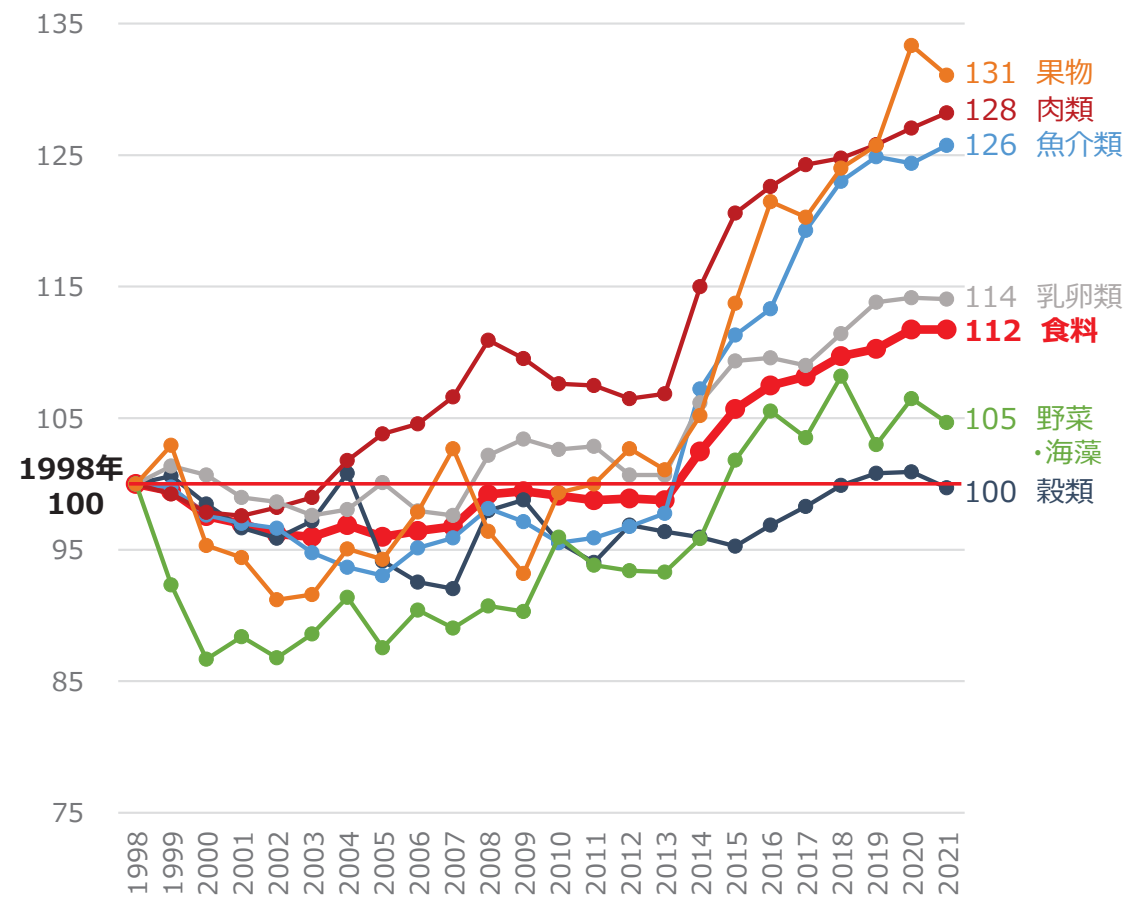


資料：THE WORLD BANK

注1：GDPデフレーターとは、（名目GDP） / （実質GDP） × 100で計算される、消費だけでなく、設備投資や公共投資なども含めた国内経済全体の物価動向を表す包括的な指標。

注2：資料では2015年=100とされているものを、1998年=100と改定して計算。

食料の消費者物価指数の推移（1998年=100）



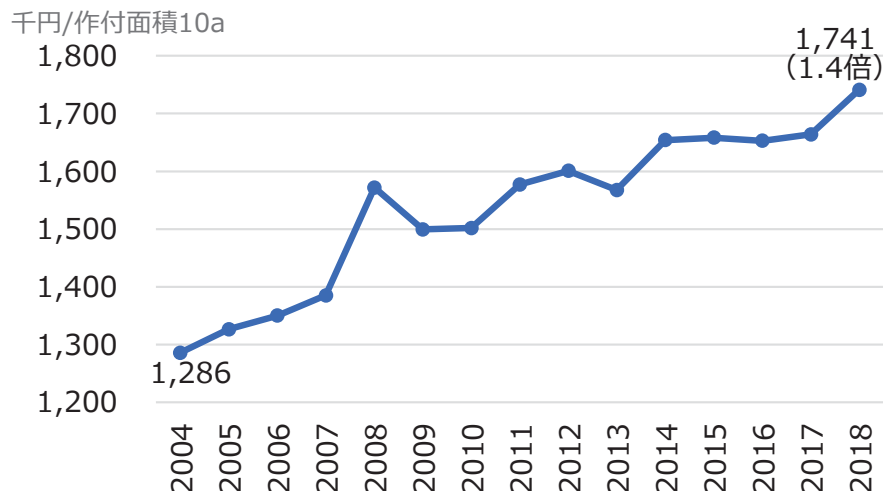
資料：総務省「消費者物価指数」（2020年基準消費者物価指数）

注：資料では2020年=100とされているものを、1998年=100と改定して計算。

国内市場について（農業経営費と農産物生産者価格指数）

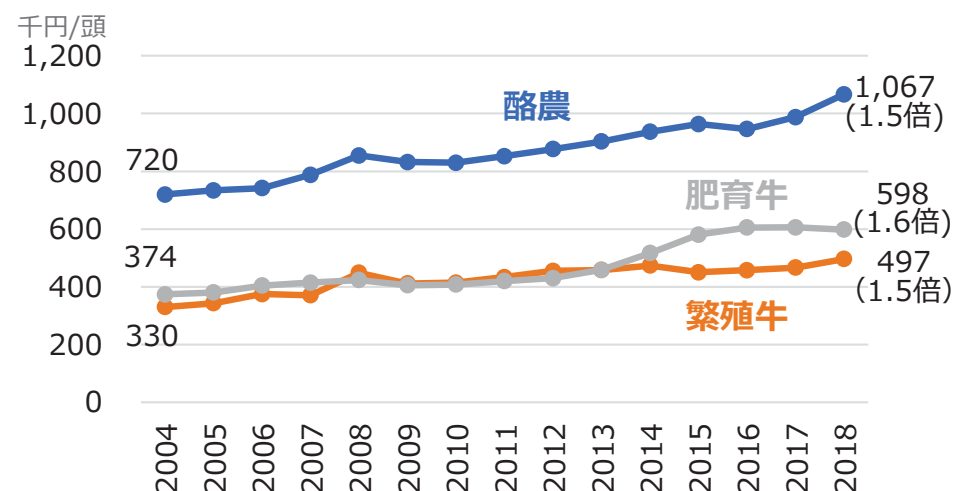
- 施設野菜作や酪農、肥育牛、繁殖牛経営（個別経営）における農業経営費は、資材価格の上昇等により、増加。
- コストの増加を踏まえた価格形成が必要。

○施設野菜作経営（個別経営）における農業経営費の推移



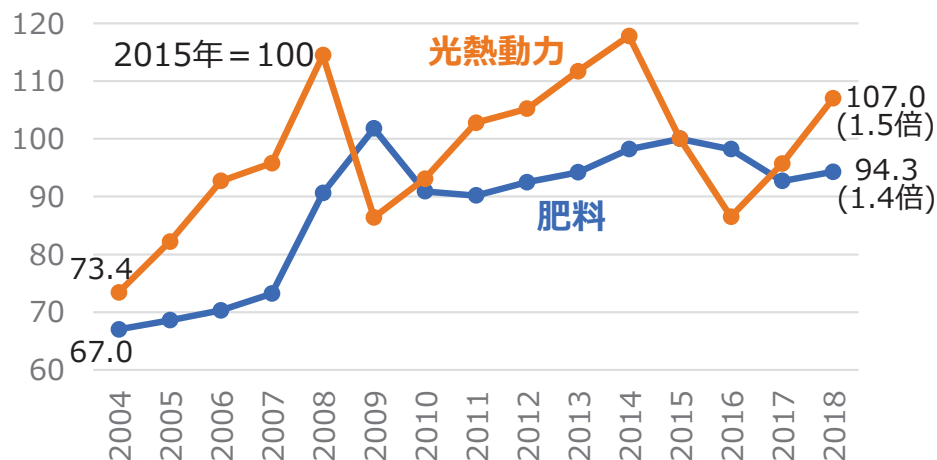
資料：農林水産省「営農類型別経営統計」
注：（）内の数字は2004年比

○酪農、肥育牛、繁殖牛経営（個別経営）における農業経営費の推移



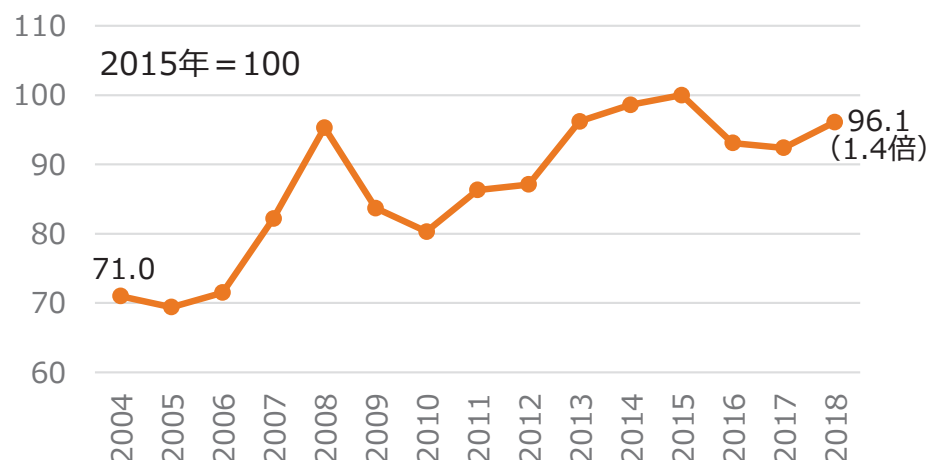
資料：農林水産省「営農類型別経営統計」
注：（）内の数字は2004年比

○農業生産資材価格指数（光熱動力、肥料）の推移



資料：農林水産省「農産物価統計調査」
注：（）内の数字は2004年比

○農業生産資材価格指数（飼料）の推移

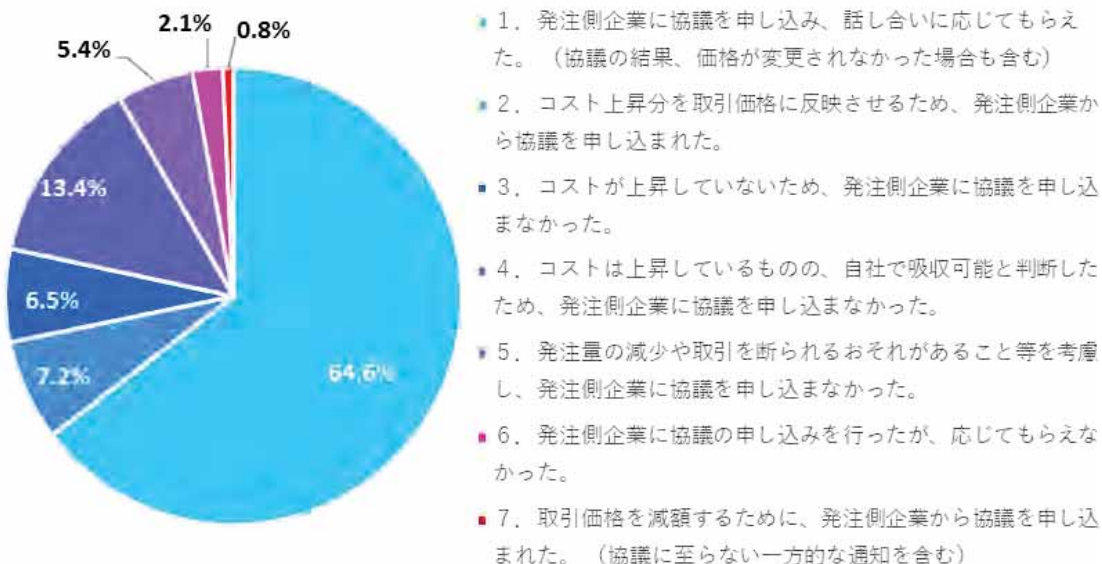


資料：農林水産省「農産物価統計調査」
注：（）内の数字は2004年比

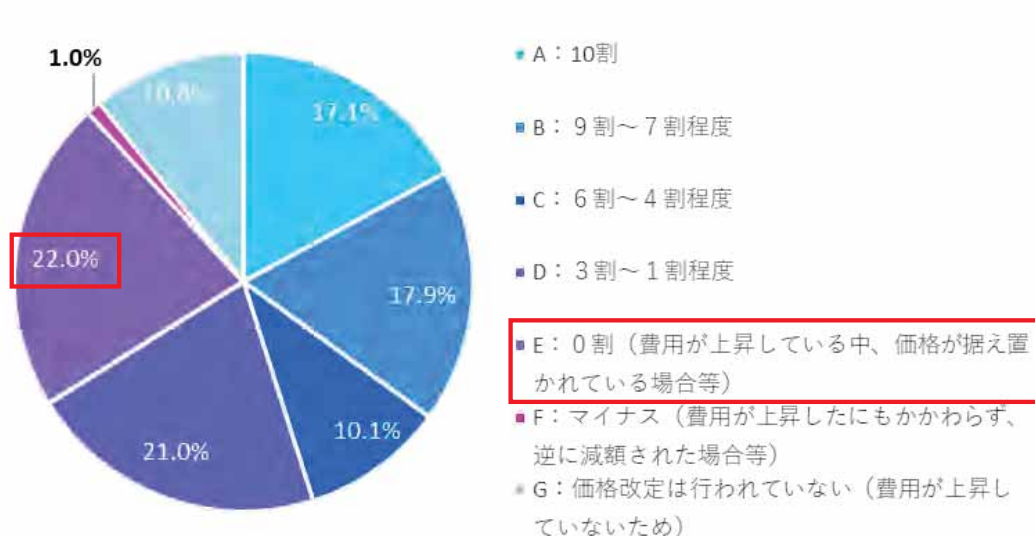
国内市場について（価格交渉促進月間（2022年3月）フォローアップ調査結果（食品製造部分抜粋））

○ 経済産業省の調査では、「食品製造」において、直近6ヶ月間、費用が上昇している中、価格が据え置かれている場合等の割合が22%に及ぶ。

○直近6ヶ月間の価格交渉の協議



○直近6ヶ月間の価格に転嫁できた割合



<下請Gメンヒアリング等による生声> 【凡例】○：よい事例、▲：問題のある事例、n=794

- 小麦や砂糖などの価格上昇については広く知れ渡っており、昨年8月とこの2～3月の交渉では比較的にすんなりと受け入れてもらった。
- 原材料費を3カ月毎に改定する取り決めがあり、その都度見積している。他のコストについても交渉しやすく、適宜、価格交渉出来ている。
- 2021年秋から協議を始め、2022年春からレギュラー品20品目程度について値上げを了承してもらった。約3年振りの値上げ。
- 価格交渉は労務費、原材料費、エネルギーコスト全てを含めた金額で行い、必要な全ての経費を適切に価格転嫁できている。
- ▲小麦の値上げを受け、昨年から交渉をしているが、相手先が価格据え置き宣言をしており、価格アップの実現は出来ていない。
- ▲燃料代の上昇や、円安による原材料の価格の上昇によって、製品（鰹節）の製造コストが上昇しているが、取引先に価格交渉をしても値上げできる見込みがない。
- ▲飴や砂糖といった原材料品や包装資材が値上がりしているが、川下の流通業の価格決定権が強すぎて価格交渉できない。
- ▲業界団体が弱く、競争の中で様子を窺っている状況。中小・零細の集まりなので、値上げをすると売上げが減っていくし、下手をすると受注がなくなる。上がらないのが当たり前、と考えられている。
- ▲通販事業では、親会社及び食品業界の価格競争が激しく、値上げできる環境でない。値上げ交渉を口に出すと、この事業を撤退すると言われる。

国内市場について（卸売業者、仲卸業者、スーパーマーケットの経営収支）

- 卸売業者、仲卸業者の営業利益率は、いずれの分野においても±1%前後。
- 下段表が示すように、卸売（川上）よりも仲卸（川下）の方が営業利益が低い傾向。
- スーパーマーケットの営業利益率は1.4%。
- このような状況下においては、出荷者、卸売業者、仲卸業者、実需者それぞれの、価格交渉力が必要であり、適切な価格形成が重要。

中央卸売市場卸売業者及び仲卸業者の営業収支（総売上高に対する割合）の内訳（2020年度）

【卸売業者】

単位：%

	青果	水産	食肉	花き
売上総利益（粗利）	6.57	5.41	4.27	9.73
販売費・一般管理費	6.16	5.05	4.20	9.88
うち人件費	2.74	2.89	2.13	6.40
営業利益	0.41	0.36	0.07	▲0.15

【仲卸業者】

単位：%

	青果	水産	食肉	花き
売上総利益（粗利）	12.81	13.16	8.00	19.25
販売費・一般管理費	13.24	13.62	7.20	20.11
うち人件費	5.75	7.44	3.13	10.95
営業利益	▲0.42	▲0.46	0.80	▲0.86

資料：食品流通課調べ

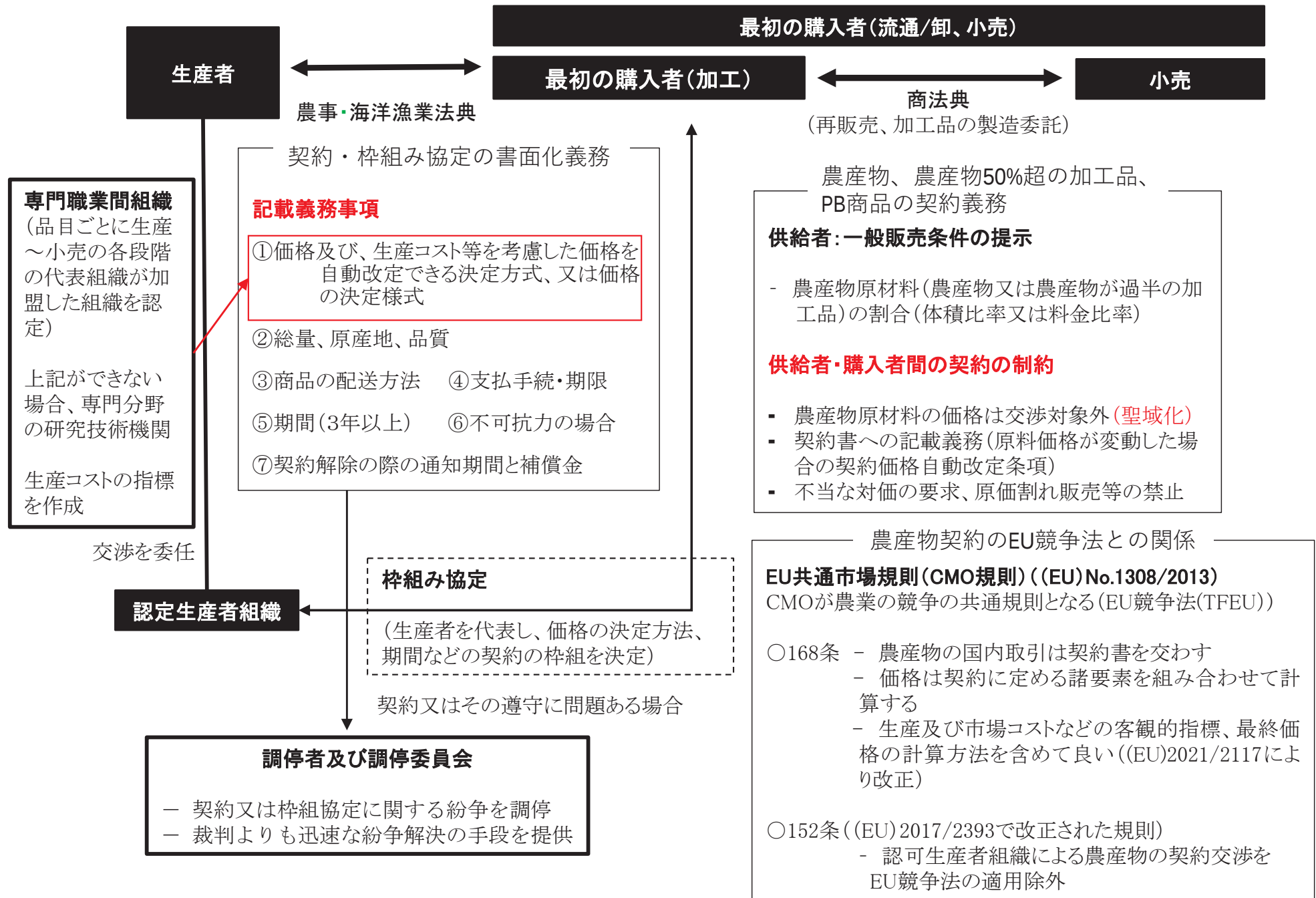
スーパーマーケット経営指標（2021年度）

単位：%

売上高規模	全体	30億円未満	30億円以上 100億円未満	100億円以上 300億円未満	300億円以上 1000億円未満	1000億円以上
売上総利益（粗利）	26.17	26.45	25.20	26.37	26.90	26.05
営業利益	1.40	0.35	0.89	1.40	2.13	2.61

資料：2022年「スーパーマーケット年次統計調査報告書」
（一社）全国スーパーマーケット協会
（一社）日本スーパーマーケット協会
オール日本スーパーマーケット協会

国内市場について（フランスのEgalim（エガリム）法及びEgalim 2法の概要）

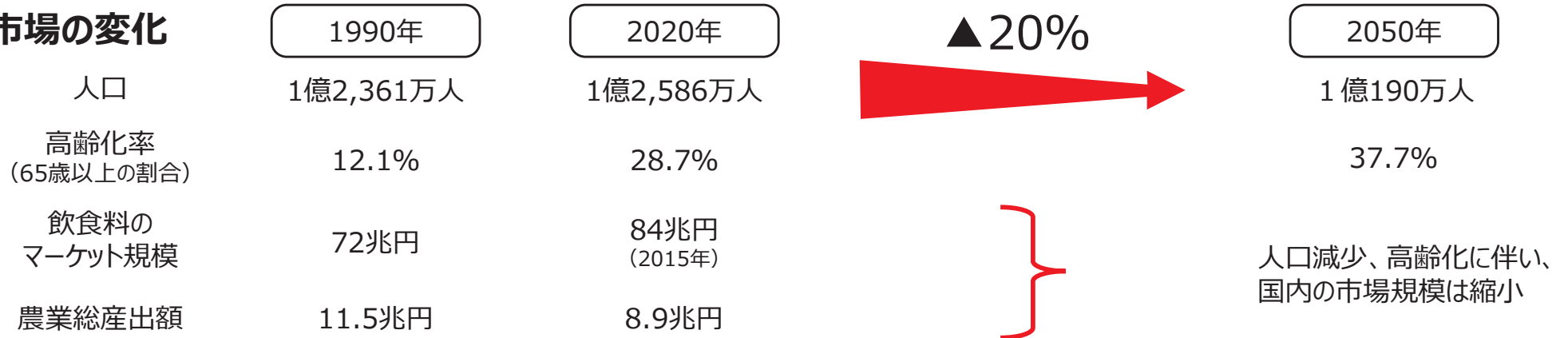


- Ⅱ 食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会で
これまで議論されたテーマ
- 1. 食料の安定供給の確保
 - (6) 輸出、知的財産

輸出について（国内市場と海外市場の変化）

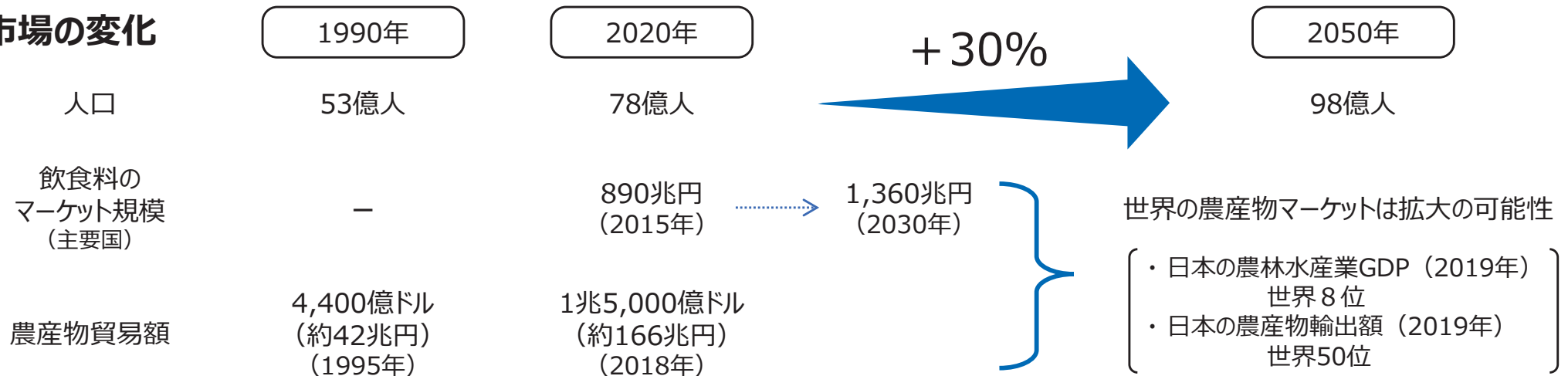
- 国内の市場規模は、人口減少や高齢化に伴い、縮小。
- 急速な需要の減少が、日本の農林水産業に大きな影響を与えることは不可避。
- 世界の農産物マーケットは、人口の増加に伴い、拡大する可能性。
- 農林水産業の生産基盤を維持・強化し、農林水産物・食品の輸出促進により世界の食市場を獲得していくことが重要。

国内市場の変化



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」
農林水産省「農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表（飲食費のフローを含む。）」、「生産農業所得統計」

海外市場の変化



資料：国際連合「世界人口予測・2017年改訂版」、農林水産政策研究所「世界の飲食料市場規模の推計」、FAO「世界農産物市場白書（SOCO）：2020年報告」

農産物・食品の輸出割合

- 世界の農産物市場が拡大する中で、日本の輸出割合は他国と比較しても低いいため、今後、輸出増のポテンシャルは比較的高い。
- 国内生産額の10%を海外市場へ販売することで、5兆円目標を達成し、国内の農林水産業の活性化を図る。

諸外国の主要農産物・食品の輸出割合
(2019)

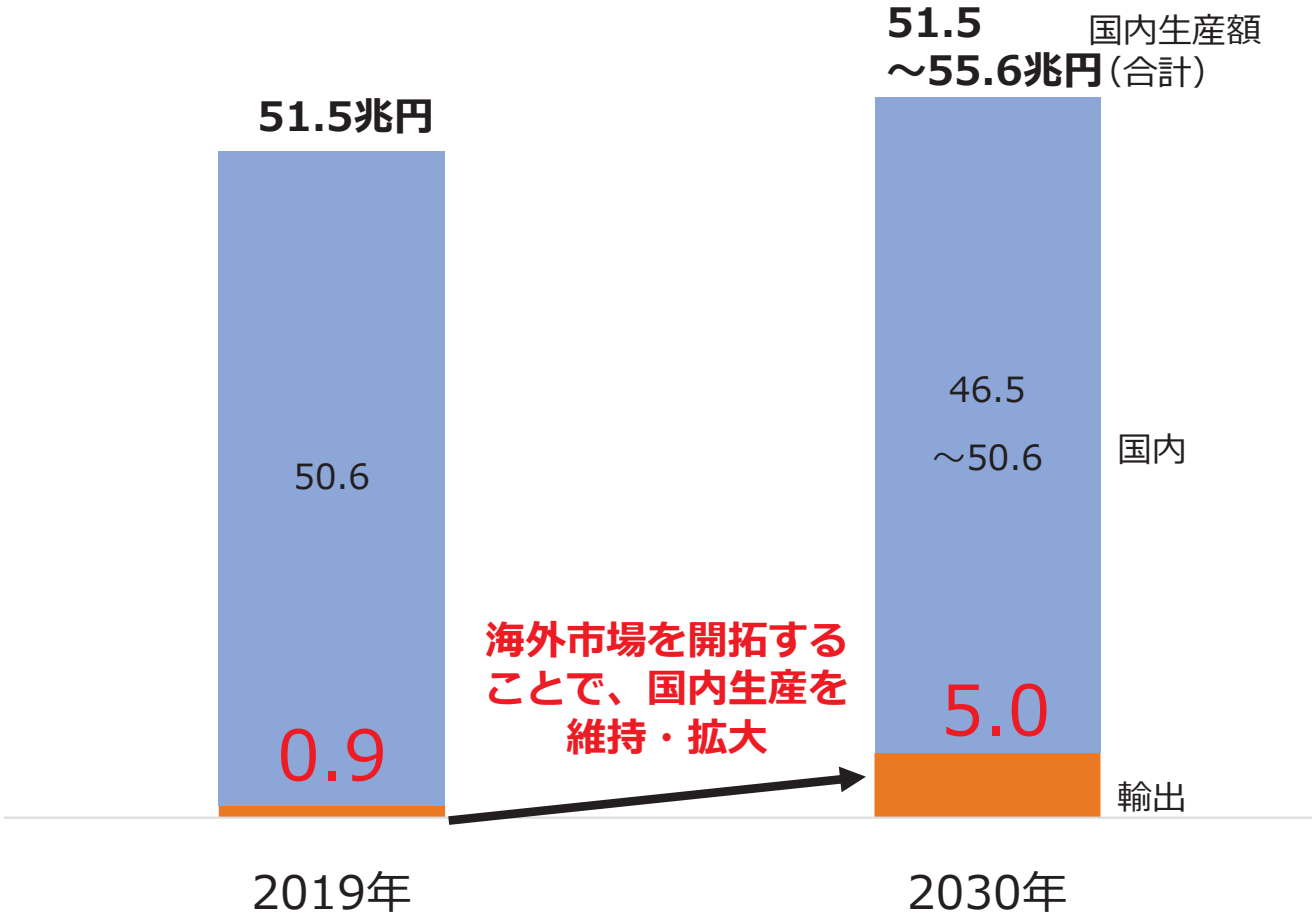
(億ドル)

国名	生産額 (農産物・ 食品製造業 (含水産業)・ 木材産業)	輸出額 (農産物・ 食品製造業 (含水産業)・ 木材産業)	輸出割合
アメリカ	12,489	1,424	11%
フランス	2,590	668	26%
イタリア	2,040	494	24%
イギリス	1,358	288	21%
オランダ	901	781	87%
日本	4,348	69	2%

資料：FAOSTAT（生産額、輸出額：主要農産物）
UNIDO（国際連合工業開発機関）ISIC Revision3
（生産額、輸出額：食品製造業（含水産業）・木材産業）

注1：FAOSTATの輸出額は生産額の対象品目と同一とした。
注2：UNIDOはISIC Revision3の「15」、「16」、「20」で計算。
注3：FAOSTATとUNIDOの重なる品目がないように調整（生乳など）

5兆円目標の意義



資料：農業：農業総産出額（生産農業所得統計）
林業：木材・木製品製造業（家具を除く）の製造品出荷額等（工業統計）及び栽培きのこ類の産出額（林業産出額）の合計
漁業：漁業産出額（漁業産出額）
食品製造業：国内生産額（農業・食料関連産業の経済計算）
注1：食品製造業の原料の一部に農業、林業、漁業生産物が含まれる。
注2：2030年の国内生産額は試算値

日本で開発された品種の海外流出事例（シャインマスカット）

- 日本の優良な品種は海外でも高く評価されているが、海外への無断流出が複数事例確認されている。
- 2016年に流出が発覚したシャインマスカットは、特に中国で急速に普及。日本の約30倍もの栽培面積となっており、一般的な許諾契約ベースで、年間100億円以上※の損失が発生。※中国におけるシャインマスカットの生産量に、中国における市場出荷価格（340円/kg）と許諾料割合（出荷額の3%と想定）を乗じて算出。

【国内】

- ・シャインマスカットは我が国で育成されたブドウ品種
- ・甘みが強く、食味も優れ、皮ごと食べられることから、高値で取引
- ・輸出産品としての期待も高い

苗木が海外に流出

【中国】

- ・「**陽光バラ**」「**陽光玫瑰**」「**香印翡翠**」等の名称での販売を確認
※「香印」はシャイン（xiāng yìn）と発音される。
- ・「**香印**」を含む商標の出願（**香印青提**、**香印翡翠**）が判明
- ・日本原産として、高値で苗木取引



中国産「陽光バラ」
（約490円/パック）



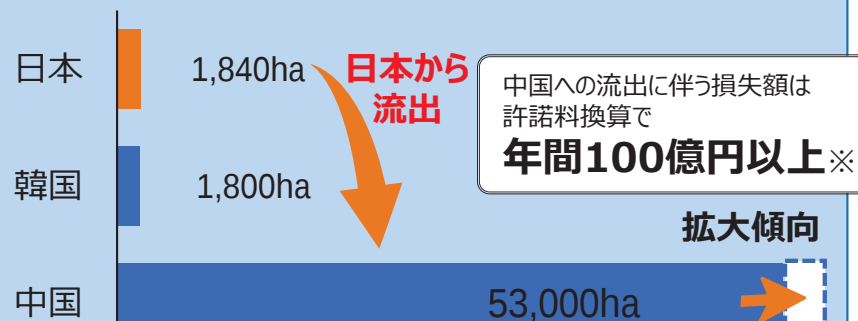
中国産「香印翡翠」
（約1,357円/kg）

【韓国】

- ・**韓国国内**でのシャインマスカットの栽培、市場での販売を確認

生産物が更に輸出

シャインマスカットの栽培面積



【東南アジア等】

- ・**タイ**市場で**中国産**、**韓国産**シャインマスカットの販売を確認
- ・**香港**市場で**中国産**、**韓国産**シャインマスカットの販売を確認
- ・**マレーシア**、**ベトナム**市場で**韓国産**シャインマスカットの販売を確認



タイ市場で発見された中国産「陽光バラ」



タイ市場で発見された韓国産「SHINE MUSCAT」

資料：(公社)農林水産・食品産業技術振興協会調べ。

シャインマスカットの栽培面積については、韓国は2019年、中国は2020年の同協会調べによる推定値。また、日本は農林水産省「令和元年産特産果樹生産動態等調査」。

品種管理体制の強化に向けた育成者権管理機関の設立

- 海外への流出は、品種登録出願中や普及段階において生じている可能性があるものの、育成者権者である公的機関や個人育種家等では、単独で品種管理を行うことは困難。
- 日本の優良品種の海外へのライセンスに対するニーズは高まっているものの、現状の品種管理体制では、海外流出につながる懸念もある。

品種管理の課題

- 公的な農業研究機関であっても、知財専門家が不足
- 公的な研究機関等は、農業者との関係が深く、ドライな管理を行い難い
- 海外での育成者権の管理や行使には全国的な視野（輸出等）が必要

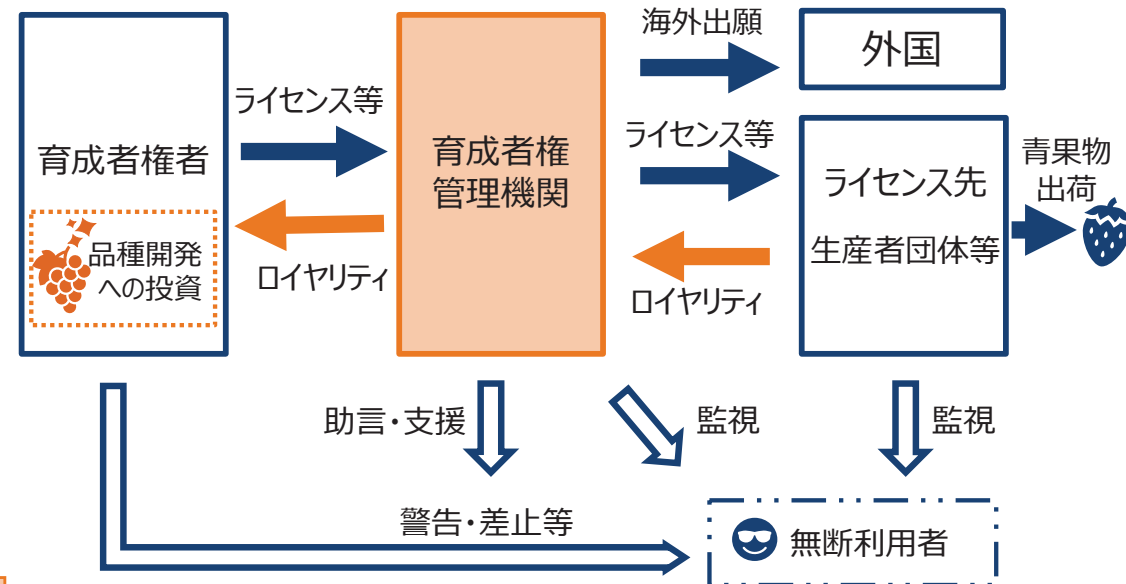
- ➡
- ✓ 育成者権者が自ら権利の管理・活用を行うのは困難
 - ✓ 現状の脆弱な品種管理体制では、海外にライセンスしても品種の流出につながる懸念

育成者権管理機関の設立

- 育成者権管理機関は、育成者権者に代わって、**海外への品種登録や侵害の監視を行う**とともに、**海外にライセンス（利用許諾）し、育成者権者にロイヤリティ（利用料収入）を還元**する機能を果たす。
- まずは、農研機構を中心に、都道府県、日本種苗協会、全農等の関係者が連携し、**2023年度から海外への品種登録や海外ライセンスに着手し、早期の法人設立**を目指す。

食料安定供給・農林水産業基盤強化本部「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（2022年12月改定）」

育成者権管理機関のイメージ



海外の育成者権管理機関の例

シカソフ (SICASOV)

- 1947年にフランスの種苗企業の出資により設立
- 国内外の4,400品種を管理
- ロイヤリティ収入：年間98～126億円

